

第4期
香美町地域福祉計画
(2023 年度 ～ 2027 年度)

(案)

「みんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくり」



令和5年3月

香美町

目 次

第1章 計画策定にあたり	1
1 地域福祉計画とは	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定方法	6
6 計画の推進	7
7 地域福祉の推進とSDGs	9
第2章 地域福祉における現状と課題、方向性	
1 近年の地域福祉に関する国内の動向	10
2 人口や世帯の状況	11
3 支援を必要とする人の状況	16
4 ボランティア登録の状況	20
5 町民の地域福祉ニーズ	21
6 本町の現状と課題を踏まえた計画の見直しの方向性	29
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	32
2 基本目標	34
3 施策体系	35
第4章 地域福祉の取組施策	
1 基本目標1：みんなで支えあう地域づくり	36
2 基本目標2：自分らしく安心して暮らせる環境づくり	48
3 基本目標3：誰一人取り残さない支援体制づくり	65
第5章 計画の推進体制	
1 計画の周知	75
2 計画の進捗管理	75
3 社会福祉協議会（地域福祉推進計画）との連携	75
資料編	76
1 用語集	77
2 香美町地域福祉計画策定委員会設置要綱	86
3 香美町地域福祉計画策定委員名簿	88
4 計画の策定経過	89

第 1 章 計画策定にあたり

1 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 4 条及び第 107 条に基づく計画で、平成 12 年 6 月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項で、「地域福祉の推進」を図るため、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、庁内関係課局はもとより、多様な関係機関や専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを目的とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成 30 年 4 月の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

社会福祉法第 4 条（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法第百七条（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化、人口減少などの社会構造の変化や、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士や職場といった生活のさまざまな場において関係性が希薄となっており、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い、人と人とのつながり等の機能低下が危惧されています。

このような中、分野別の福祉行政を中心として取り組まれてきた、子育て世代、高齢者、障害者・児に対する支援だけでは対応しきれない、生活課題の複雑で複合的な社会問題（児童や高齢者に対する虐待、貧困、認知症高齢者の行方不明、ひきこもり、8050 問題、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラー等）などの解決困難な課題が増加しています。さらには、社会的に孤立し、生活に困難を抱えながら、誰にも相談できない、また、支援拒否や制度のはざままで支援に結び付かないなど課題が深刻化するケースも顕在化しています。

国においては、平成30年（2018）年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」における社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村において努力義務となり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すこととされました。さらに介護保険法において進められてきた「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度と連携して、多様なニーズを受け止める「新しい地域包括支援体制」の確立を目指すこととされました。

令和元（2019）年12月では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめで、市町村における地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進することが位置づけられました。その主な内容は、本人・世帯の属性に関わらず受け止める「断らない相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に、継続的に行うこととされました。

このような中、令和2（2020）年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進に向け、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」

ことが示されるとともに、令和3（2021）年4月に生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう重層的支援体制整備事業が創設されました。

香美町（以下「本町」という。）においては、これまで3期にわたる地域福祉計画を策定し、地域における様々な福祉課題への対応と、町民・事業者・社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組む体制づくりを進めてきました。

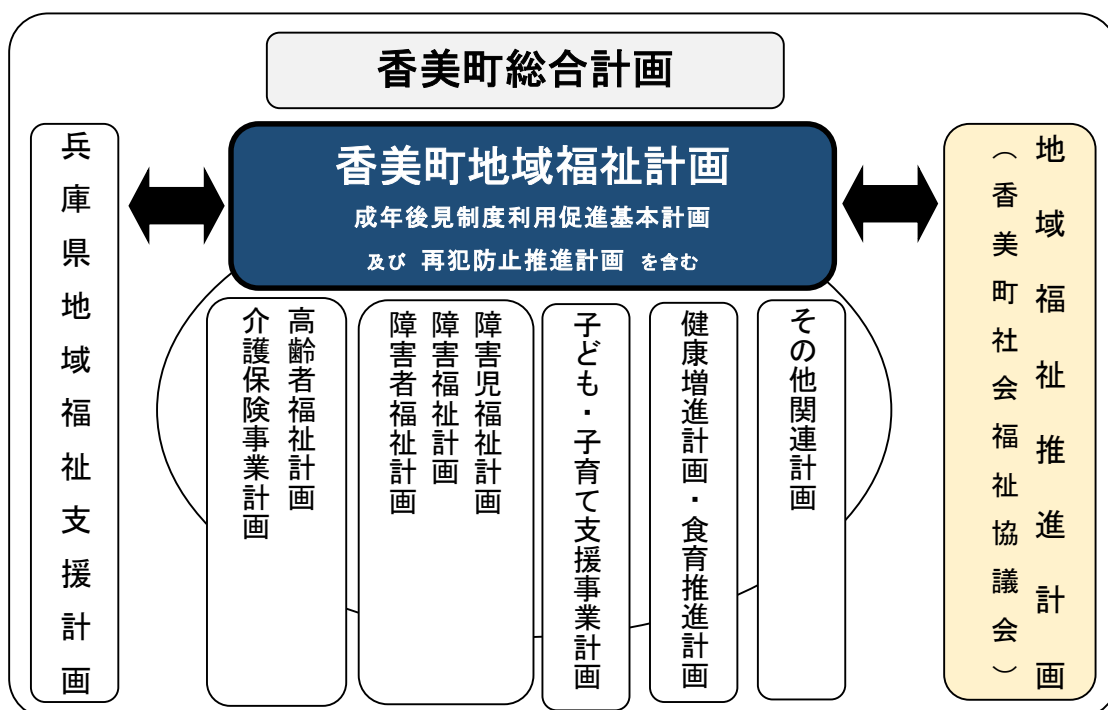
このたび、第3期の最終年度を迎え、この間の国の政策動向や本町の現状を踏まえて、それぞれの役割のもと、連携・協働し地域福祉を着実に推進していくため計画を見直し、「第4期香美町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、同条に定める地域福祉の推進に関する事項について定めたものです。また、地域福祉と一体的な取組が求められる再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項）及び成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）についても、本計画に包含するものとします。

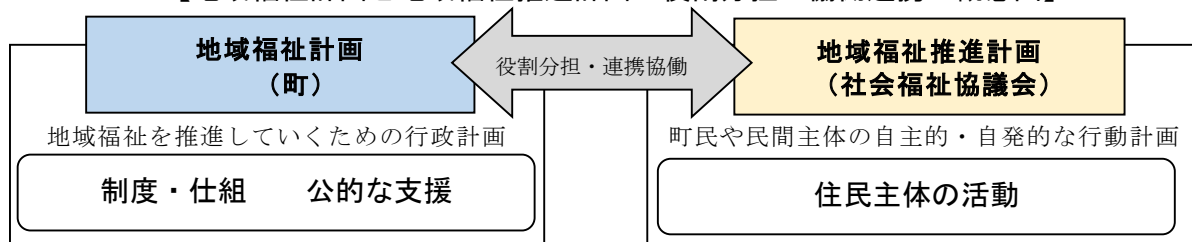
本計画は、香美町総合計画を上位計画とし、本町の保健福祉分野の個別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画・食育推進計画」等を整合させた福祉の上位計画とします。

【地域福祉計画の概念図】



また、住民主体の地域福祉を推進する具体的な取り組みである香美町社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」との整合を図り、相互に連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組むものとします。

【地域福祉計画と地域福祉推進計画の役割分担・協働連携 概念図】



4 計画の期間

本計画は令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

平成 30 年度	...	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 3 期計画			第 4 期香美町地域福祉計画					第 5 期計画	

5 計画の策定方法

(1) 香美町地域福祉計画策定委員会

計画策定にあたっては、地域住民を代表する方、公募による方、福祉団体を代表する方、社会福祉施設を代表する方、行政機関及び公共的団体を代表する方等で構成する「香美町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容等を協議しました。

また、庁内においては、関係各課職員及び香美町社会福祉協議会職員によって構成する作業部会を設置し、これまでの取組の評価検証や計画の骨子・素案についての協議を行い、策定作業を進めました。

(2) 地域福祉に係る町民ニーズ等の把握

地域福祉の推進に必要な施策や活動を検討する際の基礎となる町民の福祉ニーズや意向の把握については、「香美町のまちづくりについての住民アンケート調査」（第２次香美町総合計画後期基本計画）や「日常生活圏域ニーズ調査」（第８期介護保険事業計画）、「町民意向調査」（第４期障害者福祉計画）策定のために実施したアンケート調査の結果を活用しました。

【活用した町実施のアンケート調査】

調査名	対象計画	調査時期	調査対象
☐ 香美町のまちづくりについての住民アンケート調査	第 2 次香美町総合計画後期基本計画	令和 2 年 3 月	18 歳以上の町民 (3,000 人無作為抽出)
☐ 日常生活圏域ニーズ調査	第 8 期介護保険事業計画	令和 2 年 3 月	65 歳以上の町民（要介護認定者を除く 1,000 人無作為抽出）
☐ 町民意向調査	第 4 期障害者福祉計画	令和 2 年 9 月	身体障害者手帳、療育手帳台帳に登録されている障害者、精神障害者保健福祉手帳の所持者 1,251 人

6 計画の推進

（１）計画推進の基本的な考え方

高齢化の進展をはじめとする要因により、支援を必要とする人が増加し、生活課題の多様化・複雑化が指摘される一方で、地域住民同士の関係の希薄化が進み、これまで社会が担ってきた相互扶助機能の低下が課題となる中、必要な支援を必要な人に届ける役割を行政が単独で担うことは非常に困難な状況となっています。町民が生活していく上での困りごとや困難に際して、自分や家族による自助だけでは対処しきれない場合に、地域住民相互のつながりや助け合いによる互助・共助が豊かに機能するよう働きかけていくことは本計画の重要なポイントであり、また地域福祉の推進にはそうした地域の主体的な働きが不可欠となります。そのような住民相互の支え合い・助け合いである互助・共助と行政による支援である公助が、相互補完的に支援を担っていける社会づくりを目指していく必要があります。

（２）地域住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚し、町民自らが地域課題の解決に取り組むことで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが、これからの社会においては必要となります。困っている人がいれば、支え合える暖かみのあるまちをつくっていくため、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種講座や地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第１歩を踏み出していくことが期待されます。

（３）地域団体の役割

地域においては、自治会（区長協議会）、老人クラブ、新しい地域コミュニティ（まちづくり協議会）をはじめとする地域団体が活動し、住民の交流や支え合いの活動において重要な役割を担っています。自治会は最も多くの町民が加入する地域の相互扶助組織としての役割を担っています。老人クラブは高齢者の交流や見守り等の活動、サロン活動など各地域で実施しています。また、本町では町内全域で新しいコミュニティ（まちづくり協議会）の活動を通じた地域づくりを目指し、地域住民のつながりの強い地区公民館の活動範囲や小学校区を活動エリアにモデル地区を設定するなどの取組が推進されています。こうした地域団体が、地域福祉の理念や地域の課題について共有し、行政や関係機関と連携しながら、主体的に課題の解決に取り組んでいくことが期待されると同時に、その活動の活性化を支援していくことも求められます。

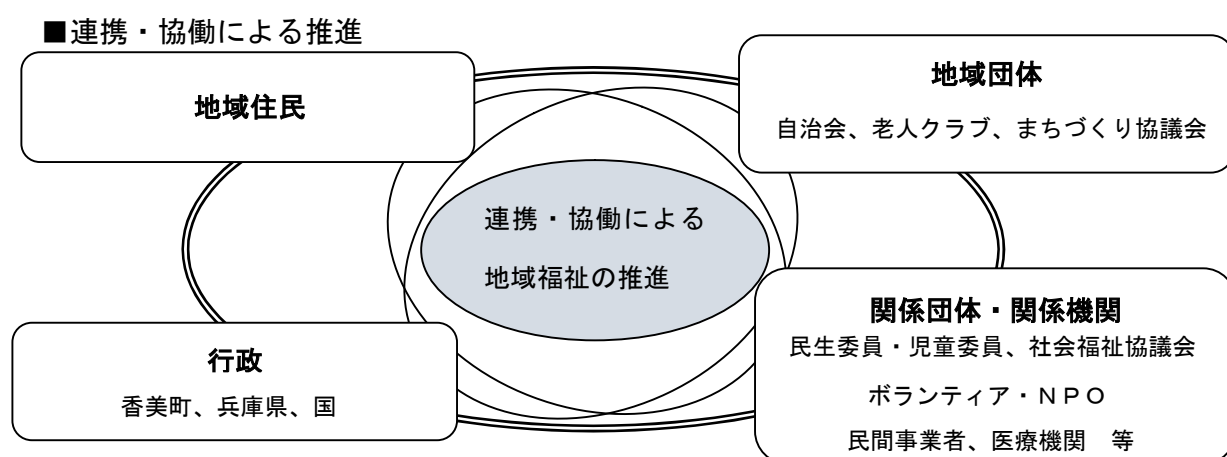
（４）関係機関・関係団体の役割

地域においては民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民間事業者、医療機関等、様々な関係機関・関係団体が地域福祉活動に関わって活動しています。これらの関係機関・関係団体が相互に連携しながら地域福祉活動への主体的な関与を広げていくことが、必要な支援が必要な人に届き、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていく上では不可欠です。中でも香美町社会福祉協議会においては、本計画と連携して住民主体の地域福祉推進計画を策定し、住民主体の地域福祉活動を展開していく役割を担っており、その役割を支援するとともに、引き続き連携して地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

（５）行政の役割

本計画は、本町における地域福祉推進の指針となるものです。本計画の推進にあたっては、少子高齢化、社会環境の変化に伴う福祉ニーズの急激な変化に対応しつつ、施策のはざまにある福祉課題へ対応するため、高齢者福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等の各部門間の整合性を高めます。また、地域福祉は、福祉・保健・医療をはじめ、人権、教育、就労、住宅、環境など、町民生活と密接に関連する幅広い分野にわたるため、福祉施策だけでなく、全庁的なまちづくりを通じて効果が見込めるよう、関係部局と緊密な連携を図ります。

また、庁内関係各課だけでなく、地域住民、地域団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民間事業者、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を強化し、本計画を効果的に推進します。



7 地域福祉の推進とSDGs

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の2016年から2030年の15年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。

国においても、平成28（2016）年5月に関係省庁が連携し、一体となり取り組むため、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」をめざす方針を打ち出しています。

また、この指針のなかで「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

持続可能なまちづくりを進める本町においても、SDGsに掲げられている17の目標について、自治体の世界最大組織である都市・自治体連合（United Cities and Local Governments）が提唱する理念を基に、地域共生社会の実現を本計画の基本的な方向性を示すものとして位置づけ、計画全体を通して取り組んでいくものとします。

●持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標



（出典：国連開発計画）

第2章 地域福祉における現状と課題、方向性

1 近年の地域福祉に関する国内の動向

近年の地域福祉においては、地域社会と福祉を取り巻く様々な課題を踏まえ、分野横断的な取組や受け手と支え手が固定されない住民主体の地域共生社会づくりの推進、重層的な支援体制の構築等の推進が図られています。第3期香美町地域福祉計画（前回計画）の策定以降、国においては地域福祉に関する様々な法・制度の改正等が行われており、こうした動向を本計画にも反映させる必要があります。

- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により一部改正された社会福祉法が、平成30年4月に施行され、地域福祉計画の策定が市町村において努力義務とされました。これを受けて、市町村地域福祉計画のための策定ガイドラインが新たに示されました。
- 市町村地域福祉計画のための策定ガイドラインにおいて、地域福祉計画との一体的な策定が示唆されている「市町村成年後見制度利用促進基本計画」については平成30年に、「地方再犯防止推進計画」については令和元年度に、それぞれ策定の手引きが国において示されました。
- 令和2年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を定期的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。
- 兵庫県では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第4期兵庫県地域福祉支援計画」が策定されました。

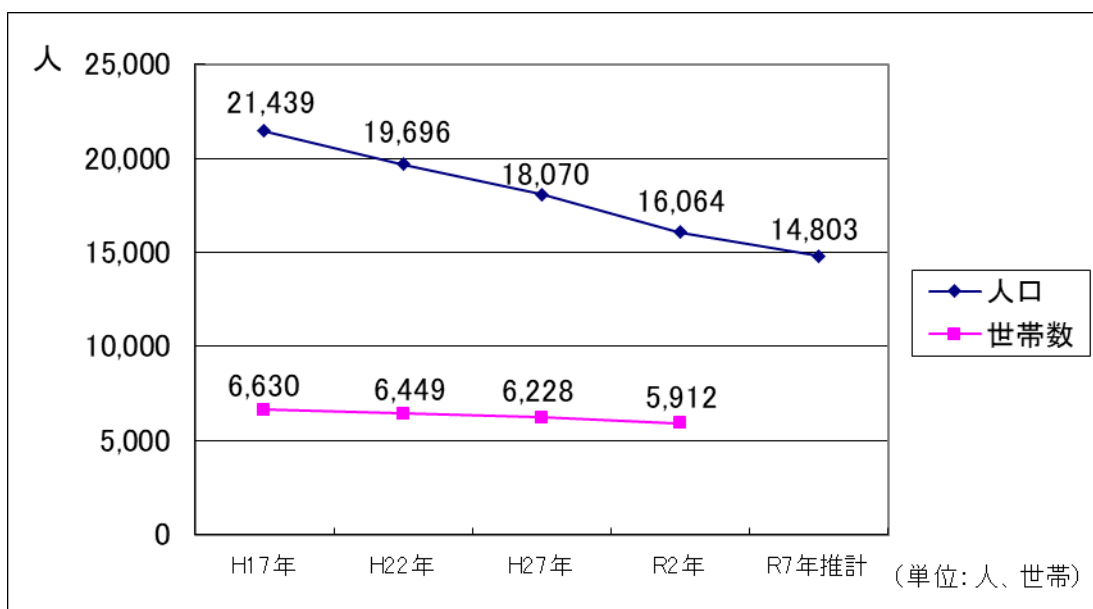
2 人口や世帯の状況

(1) 町全体の人口及び世帯数の推移（資料：国勢調査）

本町の人口、世帯数とも減少しています。令和2年の国勢調査では16,000人余りとなり、合併時の平成17年から約5,000人（25％）が減りました。また、1世帯当たりの人員も減少しています。

なお、令和7年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所では約14,800人と推計されており、20年間で約3割が減少する見込みです。

区 分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R7 年推計
人口	21,439	19,696	18,070	16,064	14,803
世帯数	6,630	6,449	6,228	5,912	
1世帯当たり人員	3.23	3.05	2.90	2.71	



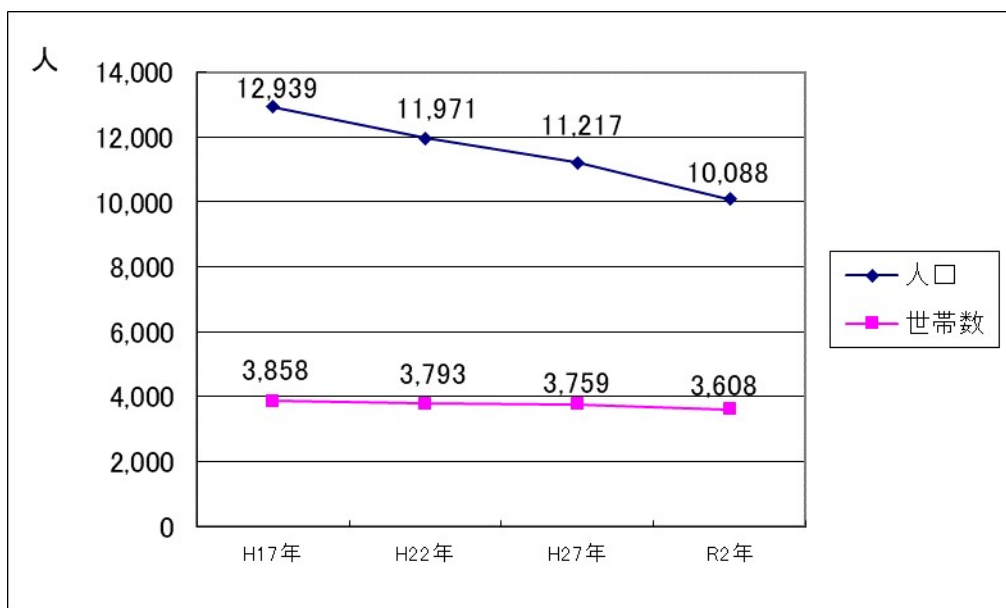
（２）区別の人口及び世帯数の推移（資料：国勢調査）

村岡区、小代区では人口、世帯数ともに著しく減少しています。

■香住区

人口は１５年間で２２％減少しています。世帯数は６％減少しています。

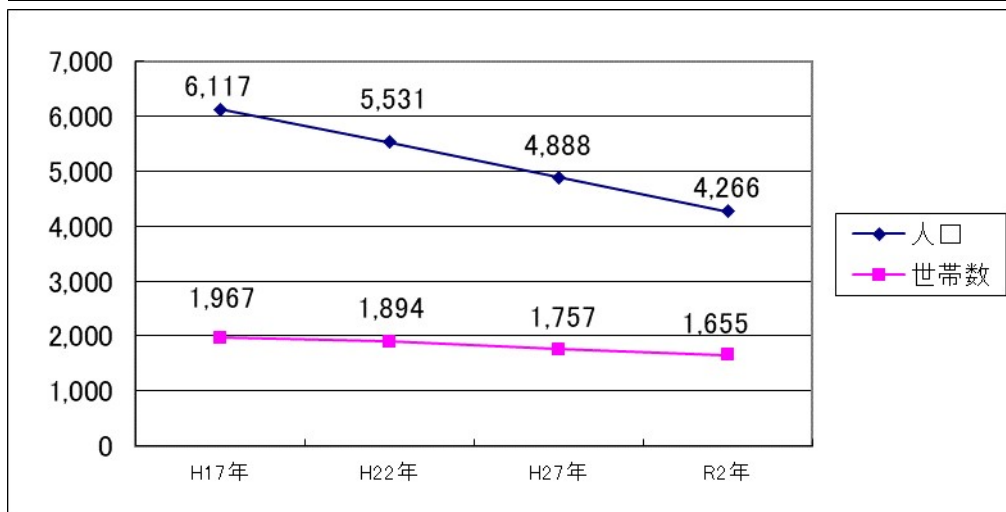
区 分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
人口	12,939	11,971	11,217	10,088
世帯数	3,858	3,793	3,759	3,608
1世帯当たり人員	3.35	3.16	2.98	2.8



■村岡区

人口は１５年間で３０％減少しています。世帯数は１５％減少しています。

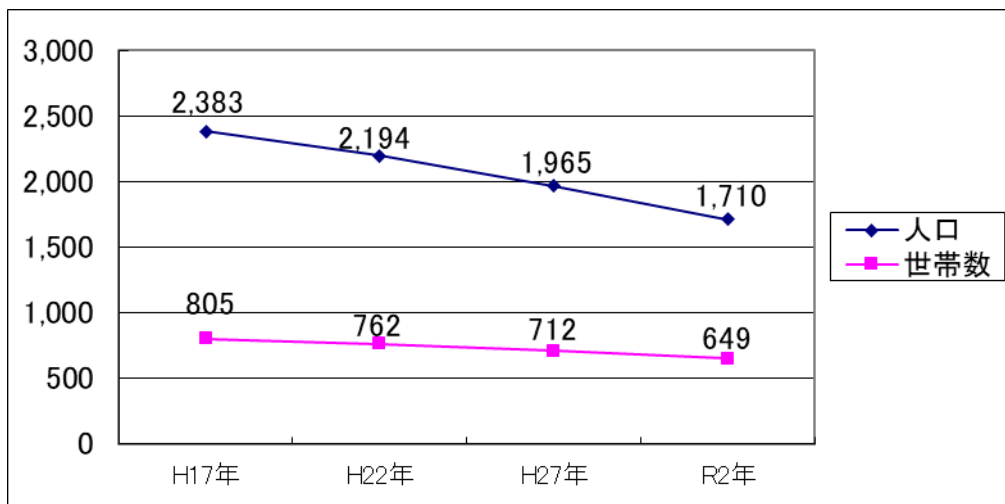
区 分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
人口	6,117	5,531	4,888	4,266
世帯数	1,967	1,894	1,757	1,655
1世帯当たり人員	3.11	2.92	2.78	2.58



■小代区

人口は15年間で28%減少しています。世帯数は19%減少しています。

区 分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
人口	2,383	2,194	1,965	1,710
世帯数	805	762	712	649
1世帯当たり人員	2.96	2.88	2.76	2.63



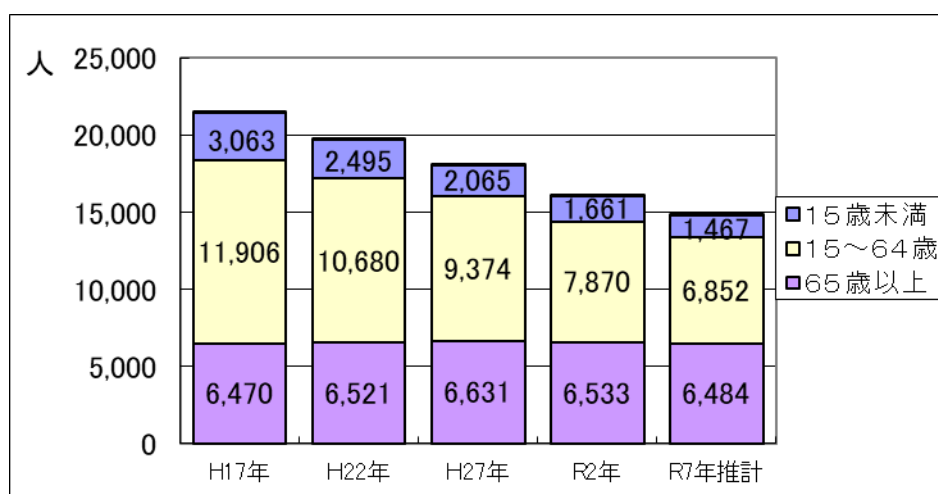
（３）人口構成の推移（資料：国勢調査）

少子・高齢化の傾向が進んでいます。平成１７年に６５歳以上の割合が３０％を超え、１０年後の令和２年では４０％を超え、少子化の影響により急速に高齢化が進んでいることがうかがえます。

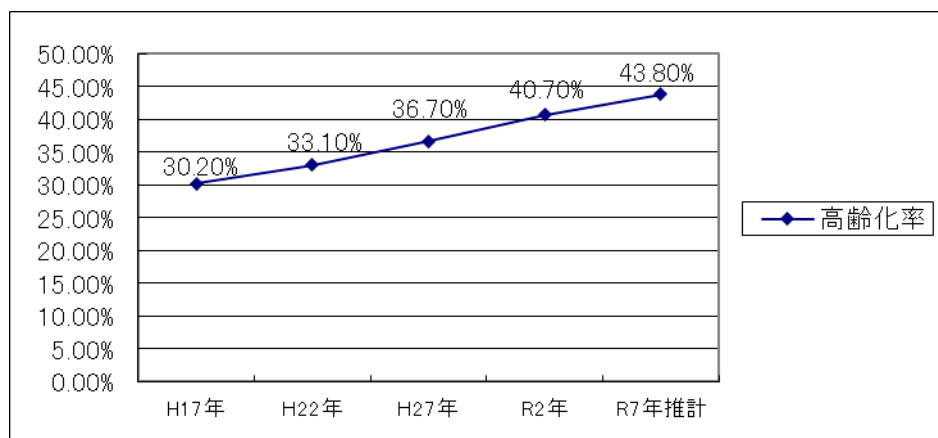
（単位：人、％）

区 分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R7 年推計
15歳未満	3,063	2,495	2,065	1,661	1,467
人口割合	14.30%	12.70%	11.40%	10.30%	9.91%
15～64歳	11,906	10,680	9,374	7,870	6,852
人口割合	55.50%	54.20%	51.90%	49.00%	46.29%
65歳以上	6,470	6,521	6,631	6,533	6,484
高齢化率	30.20%	33.10%	36.70%	40.70%	43.80%
合 計	21,439	19,696	18,070	16,064	14,803

年齢層の推移



高齢化率

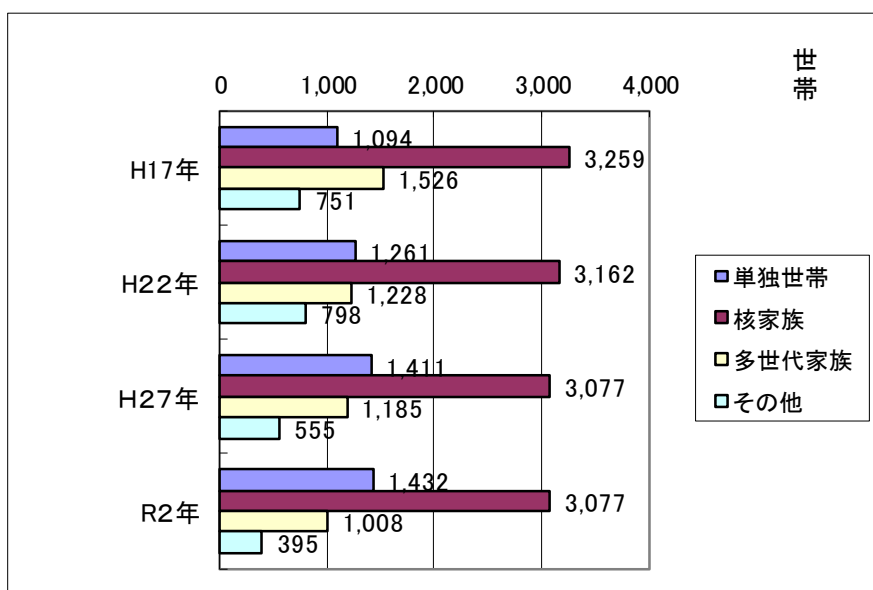


(4) 家族構成の推移(資料:国勢調査)

単独世帯が増える一方、多世代で構成される世帯は減少しています。

(単位:世帯)

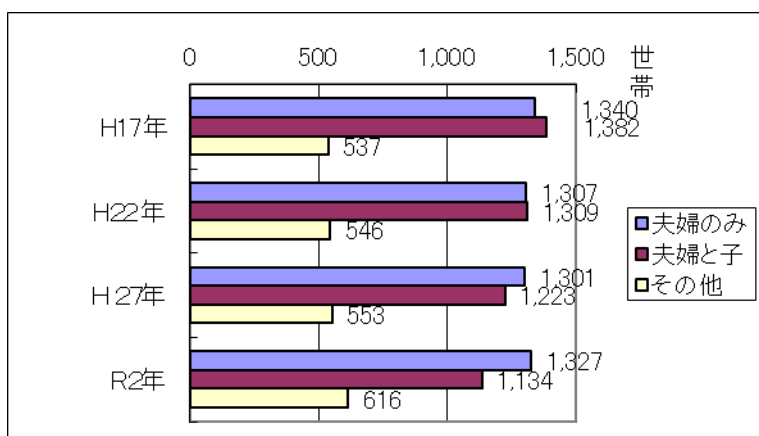
区 分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
単独世帯	1,094	1,261	1,411	1,432
核家族	3,259	3,162	3,077	3,077
多世代家族	1,526	1,228	1,185	1,008
その他	751	798	555	395
計	6,630	6,449	6,228	5,912



※核家族の内訳(資料:国勢調査)

(単位:世帯)

区 分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
夫婦のみ	1,340	1,307	1,301	1,327
夫婦と子	1,382	1,309	1,223	1,134
その他	537	546	553	616

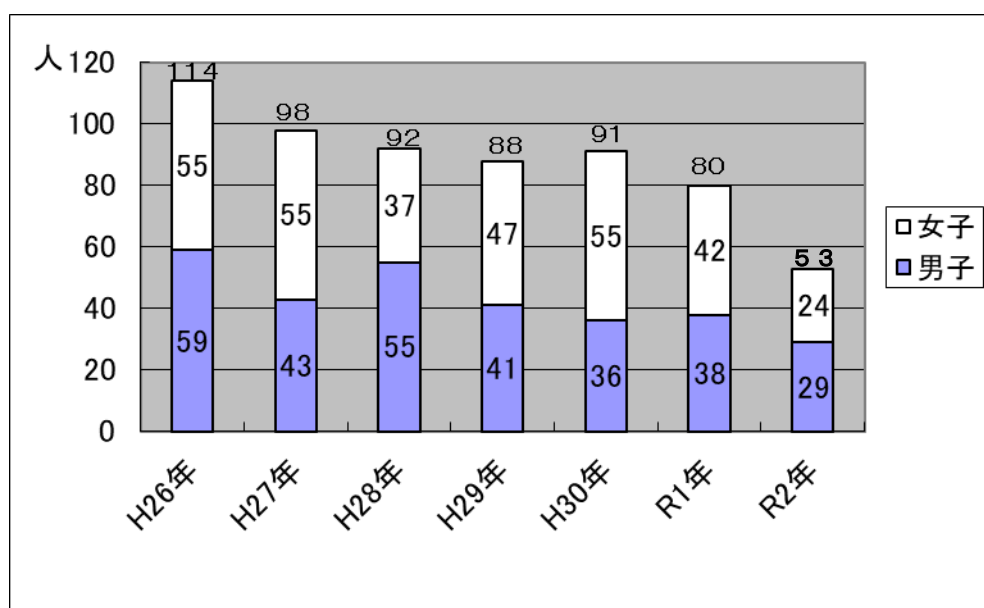


3 支援を必要とする人の状況

(1) 子ども・家庭の状況（資料：香美町町民課）

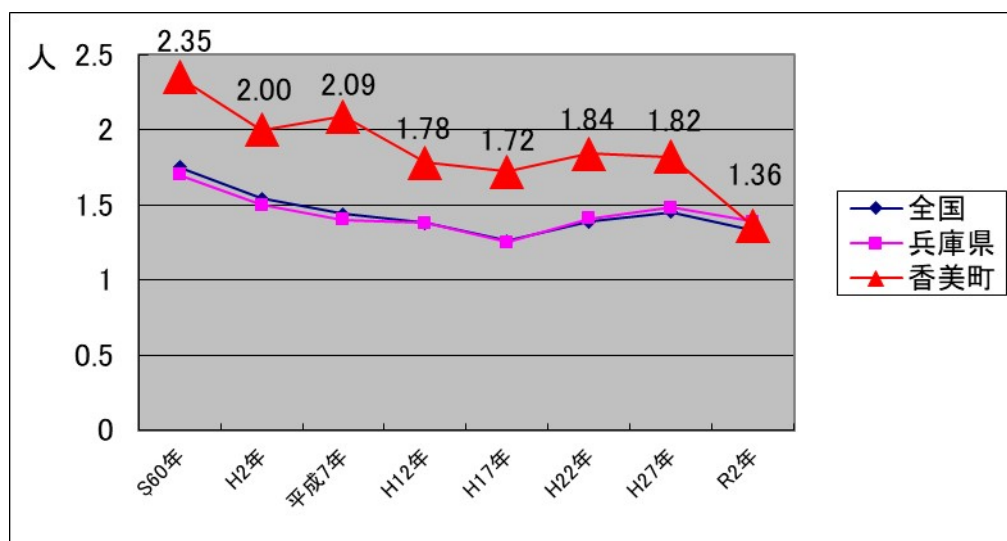
①出生数

本町の近年における出生数を見ると、平成27年度に100人を下回る大幅な減少となり、翌年度からも徐々に減少していました。令和2年度ではコロナ禍の影響もあるためか27人が減少し、6年前の半分になり急激な減少となっています。



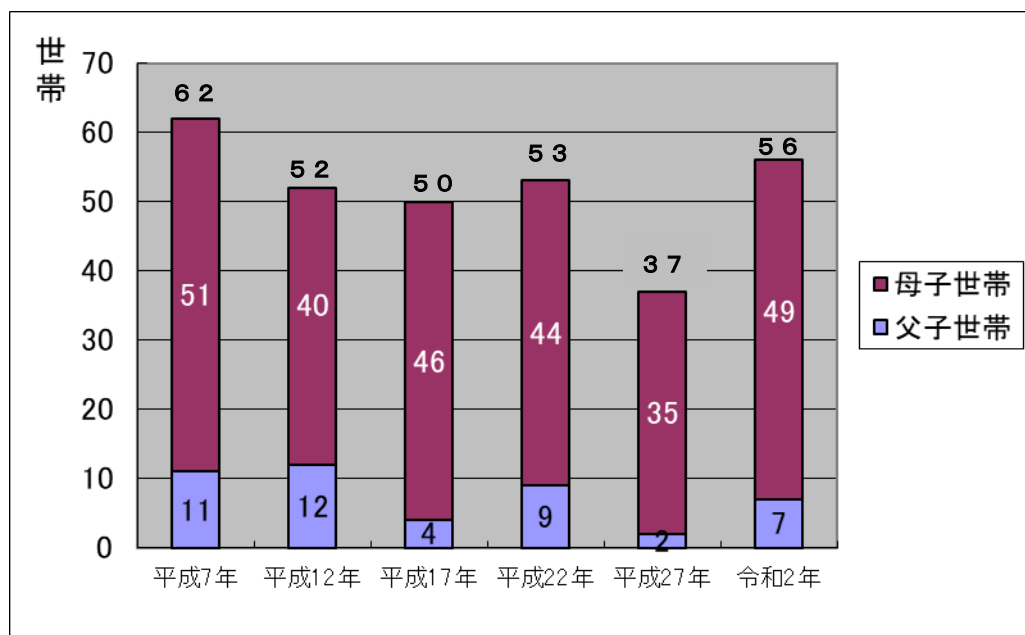
②合計特殊出生数(資料:国勢調査)

本町の合計特殊出生率は、昭和60年から減少しており、平成27年度までは国及び県を上回っていました。しかし令和2年度は、1.36人と国及び県と同水準となってしまいました。



③ひとり親世帯の状況(資料:国勢調査)

令和2年度の本町のひとり親世帯は56世帯で、平成27年度と比較し大幅に増加しています。出生数は減少している中でひとり親世帯の割合は増加しているといえます。

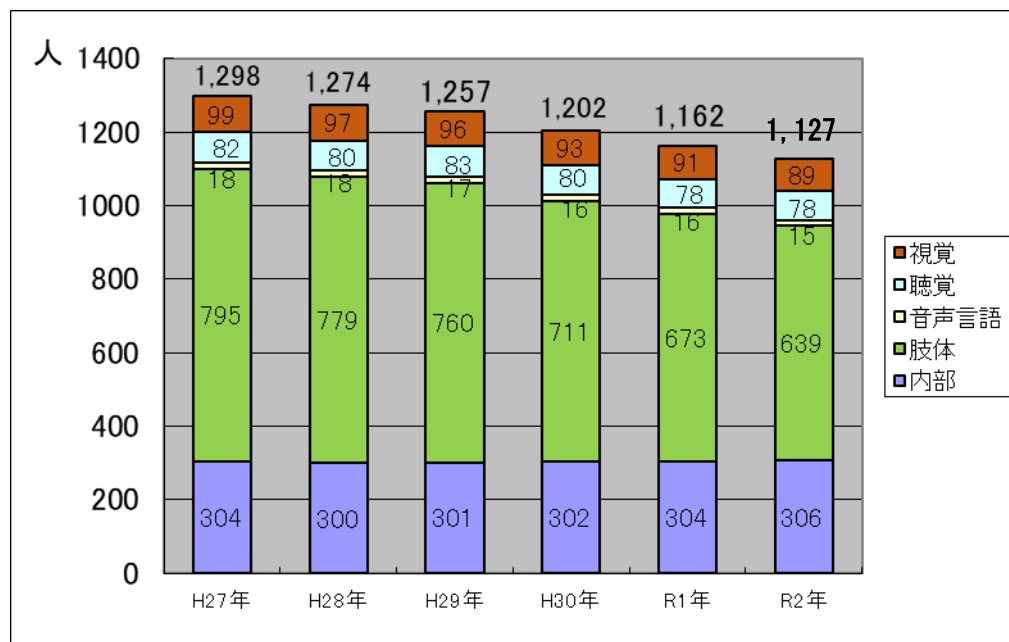


(2) 障害者数の推移(資料:但馬の福祉)

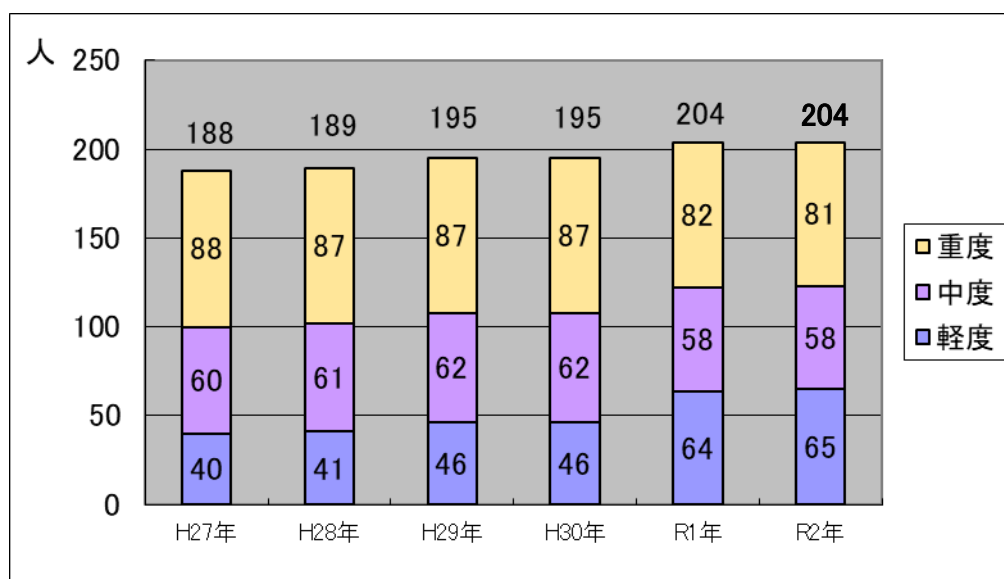
①手帳交付状況(資料:但馬の福祉)

令和2年度末現在の「身体障害者手帳」交付者数は1,127人で減少しています。「療育手帳」交付者数は204人で増加傾向、「精神障害者保健福祉手帳」交付者数は84人となっていますが増加傾向にあります。

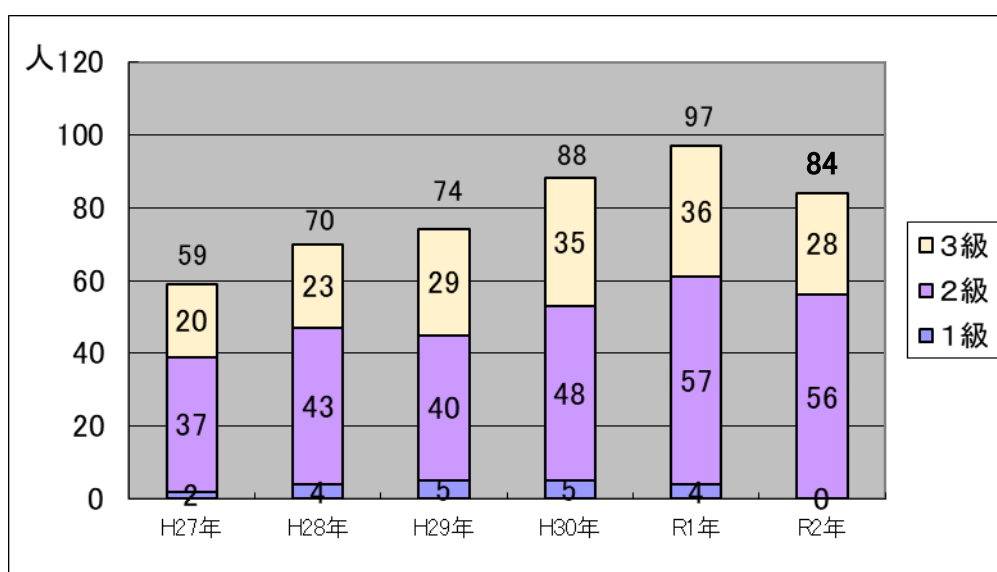
■身体障害者手帳所持者数の推移



■療育手帳所持者数の推移



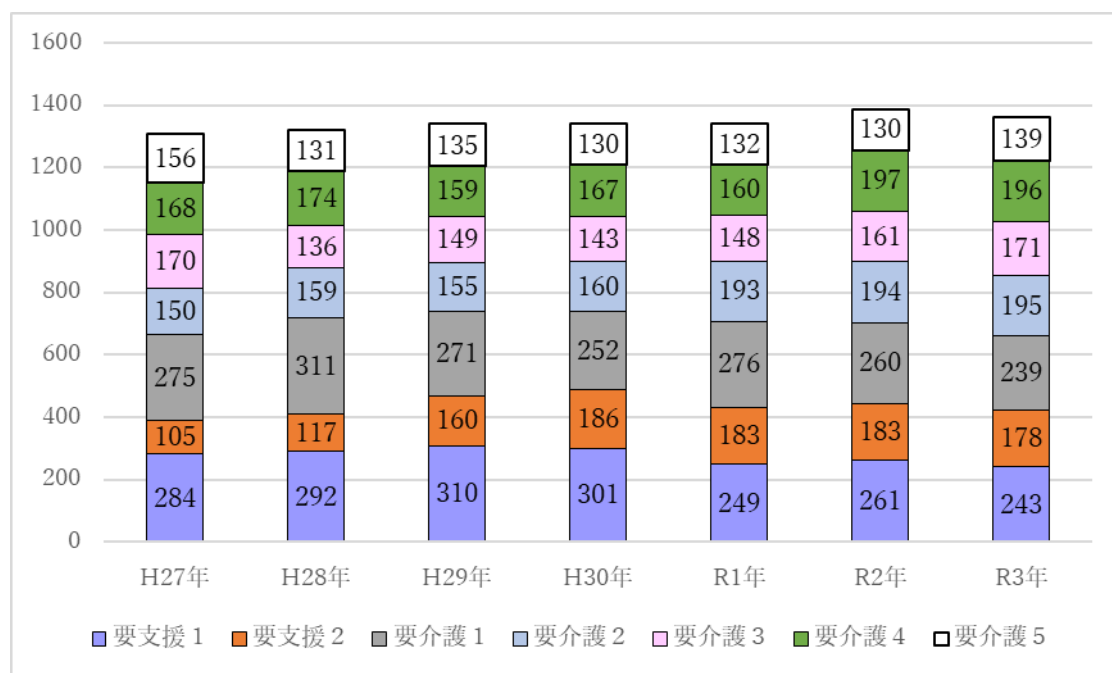
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



（３）要支援・要介護認定者の状況（香美町福祉課）

本町の令和２年度末の高齢者人口（国調）は、６，５３３人で、このうち要支援・要介護認定者数は１，３８６人で、要介護認定率は２１．２％となっています。

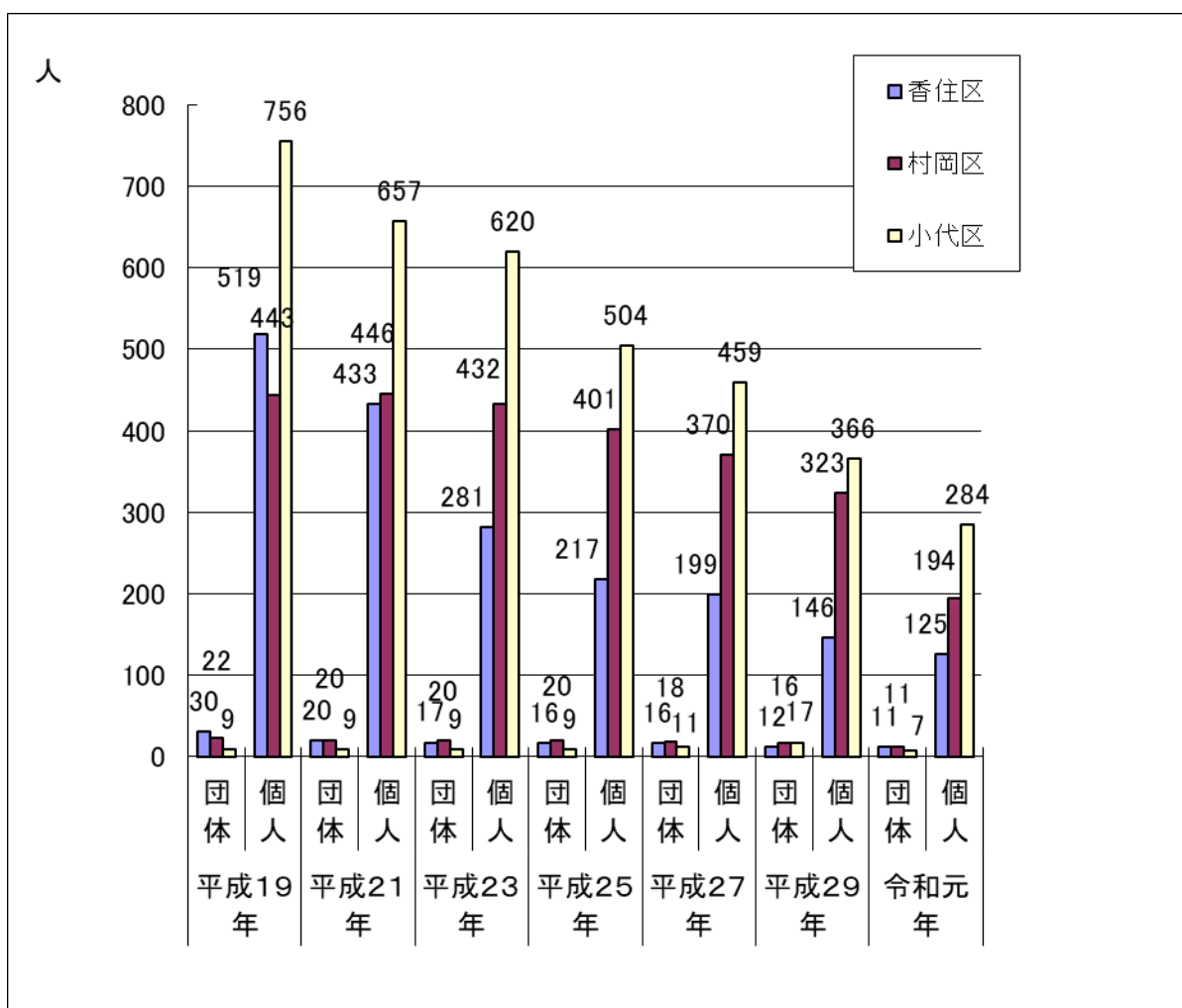
近年の傾向を見ますと、要支援・要介護認定者数は少しずつ増えている状況ですが、直近の令和３年度では２５名減少しており、今後は少しずつ減少すると予測しています。



4 ボランティア登録の状況

平成19年度に1,700名以上の方が社会福祉協議会にボランティア登録をされていましたが、令和元年度では603人で65%の減と大きく減少しています。

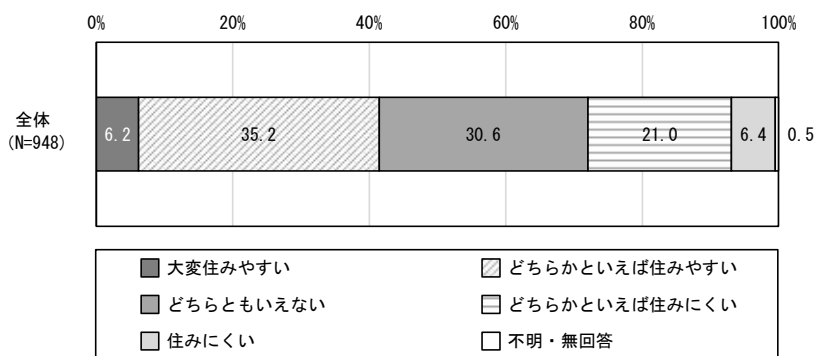
区 分	平成19年		平成21年		平成23年		平成25年		平成27年		平成29年		令和元年	
	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人
香住区	30	519	20	433	17	281	16	217	16	199	12	146	11	125
村岡区	22	443	20	446	20	432	20	401	18	370	16	323	11	194
小代区	9	756	9	657	9	620	9	504	11	459	17	366	7	284
合 計	61	1,718	49	1,536	46	1,333	45	1,122	45	1,028	45	835	29	603



5 町民の地域福祉ニーズ

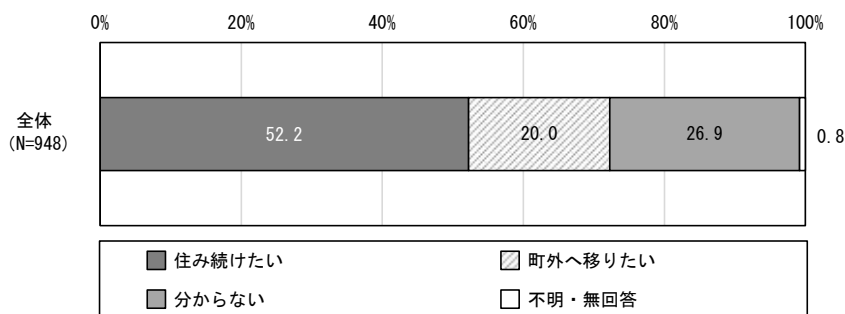
(1) 香美町の住みごちについて（第2次香美町総合計画後期基本計画住民アンケート）

「どちらかといえば住みやすい」が35.2%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が30.6%、「どちらかといえば住みにくい」が21.0%となっています。



(2) 今後も香美町に住み続けることについて（第2次香美町総合計画後期基本計画アンケート）

「住み続けたい」が52.2%と最も多く、次いで「分からない」が26.9%、「町外へ移りたい」が20.0%となっています。



「町外へ移りたい」と答えた20.0%の理由

町外へ移りたい理由（「町外へ移りたい」と答えた人への質問。上位5位）			
男性（N=60）		女性（N=78）	
①生活（交通や買い物）が不便だから	58.3%	①生活（交通や買い物）が不便だから	55.1%
②医療・福祉サービスが不十分だから	45.0%	②医療・福祉サービスが不十分だから	42.3%
③子どもの教育環境が不十分だから	35.0%	③人間関係が煩わしいから	35.9%
④人間関係が煩わしいから	30.0%	④子どもの教育環境が不十分だから	23.1%
⑤子育て環境が不十分だから	28.3%	⑤やりたい仕事がないから	21.8%

(3) 香美町が実施している事業（施策）の健康・福祉について（第2次香美町総合計

画後期基本計画住民アンケート)

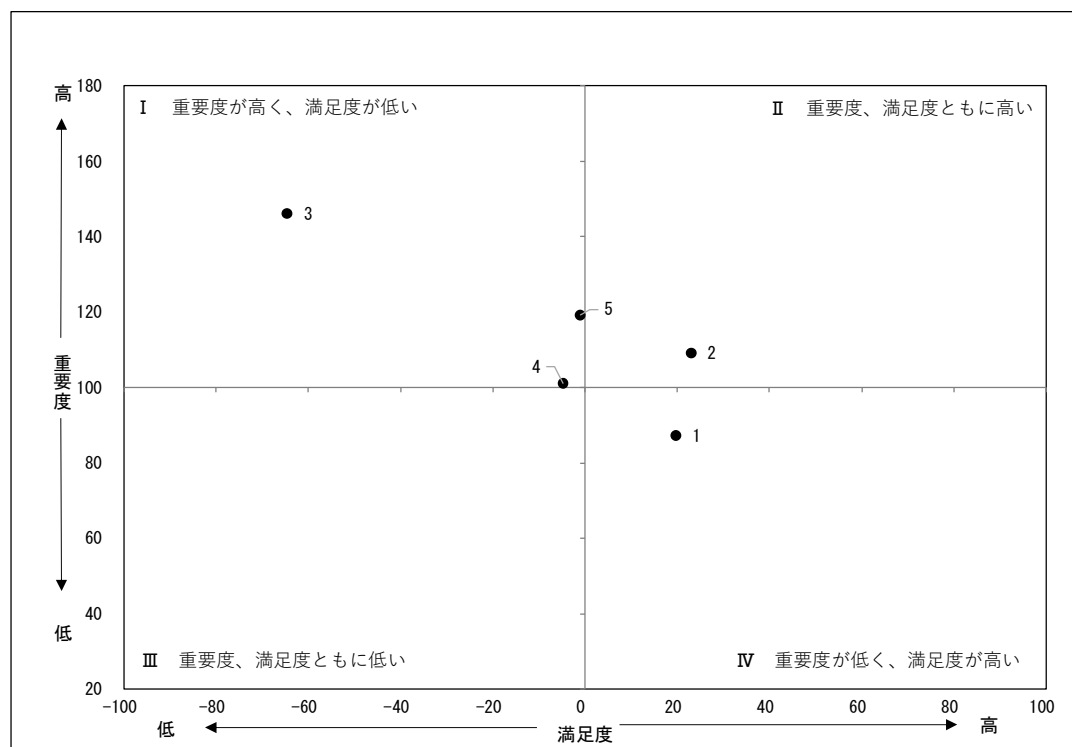
全5項目のうち、重要度、満足度ともに高いのは、「保健施策の充実（健診、予防接種）」となっています。

重要度が高く、満足度が低いものは、「病院、診療所等医療施設の充実」と「障害者福祉施策の充実（障害福祉サービス、相談支援等）」「高齢者福祉施策の充実（介護保険サービス等）」の3項目となっています。

〈各施策のスコア〉

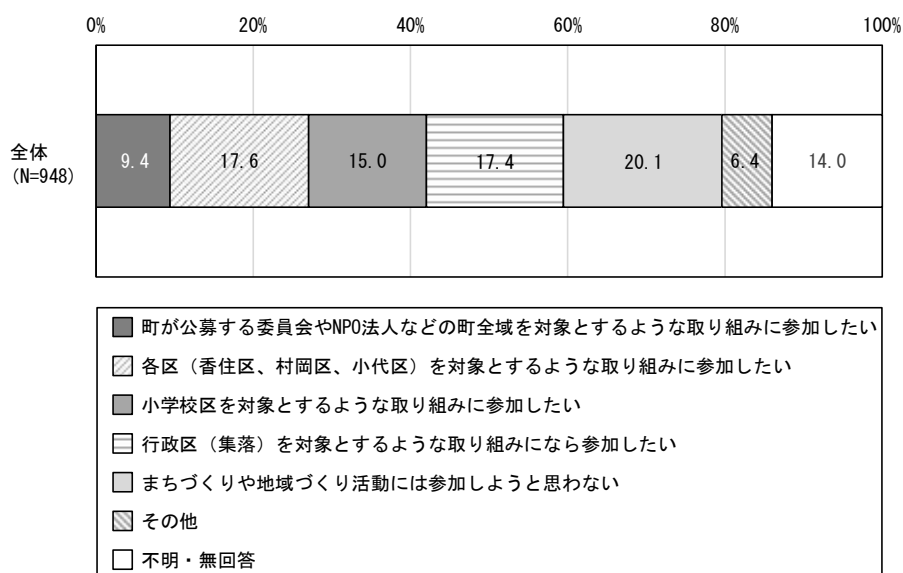
	施策・取組	満足度	重要度
1	健康づくりの推進	19.7	87.2
2	保健施策の充実（健診、予防接種等）	23.0	109.2
3	病院、診療所等医療施設の充実	-64.5	146.1
4	障害者福祉施策の充実 （障害者福祉サービス、相談支援等）	-4.8	101.1
5	高齢者福祉施策の充実 （介護保険サービス等）	-1.0	119.3

〈各施策の散布図〉



(4) まちづくりや地域づくり活動への参加について（第2次香美町総合計画後期基本計画住民アンケート）

「まちづくりや地域づくり活動には参加しようと思わない」が20.1%と最も多く、次いで「各区（香住区、村岡区、小代区）を対象とするような取り組みに参加したい」が17.6%、「行政区（集落）を対象とするような取り組みになら参加したい」が17.4%となっています。



【年代別

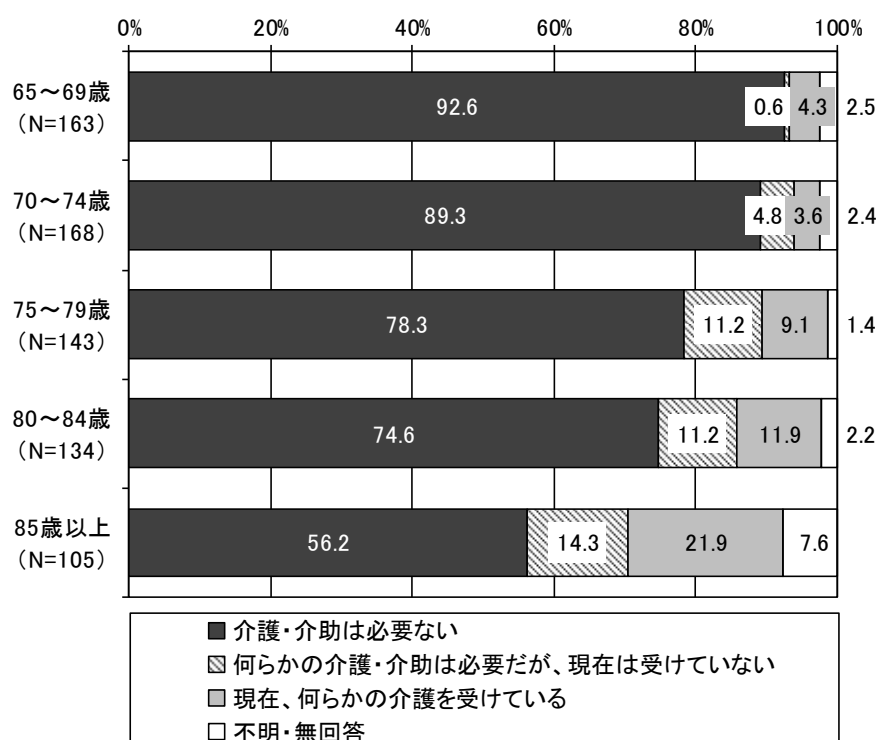
年代別でみると、18～19歳、20歳代、30～34歳、45～49歳では「まちづくりや地域づくり活動には参加しようと思わない」が最も多くなっています。35～39歳、40～44歳では「小学校区を対象とするような取り組みに参加したい」が最も多くなっています。50～54歳では「各区（香住区、村岡区、小代区）を対象とするような取り組みに参加したい」が最も多くなっています。55～59歳、60代歳以上では「行政区（集落）を対象とするような取り組みになら参加したい」が最も多くなっています。

薄く塗った枠は、各年代で最も多かったもの
(%)

	町が公募する委員会やNPO法人などの町全域を対象とするような取り組みに参加したい	各区（香住区、村岡区、小代区）を対象とするような取り組みに参加したい	小学校区を対象とするような取り組みに参加したい	行政区（集落）を対象とするような取り組みになら参加したい	まちづくりや地域づくり活動には参加しようと思わない	その他	不明・無回答
18～19歳 (N=38)	15.8	18.4	13.2	7.9	26.3	7.9	10.5
20～24歳 (N=97)	12.4	15.5	13.4	6.2	32.0	7.2	13.4
25～29歳 (N=96)	10.4	22.9	12.5	7.3	31.3	5.2	10.4
30～34歳 (N=84)	10.7	11.9	16.7	9.5	22.6	9.5	19.0
35～39歳 (N=142)	7.7	17.6	21.1	16.9	18.3	8.5	9.9
40～44歳 (N=108)	6.5	17.6	27.8	13.0	20.4	4.6	10.2
45～49歳 (N=116)	13.8	17.2	15.5	14.7	18.1	7.8	12.9
50～54歳 (N=44)	6.8	31.8	4.5	25.0	20.5	4.5	6.8
55～59歳 (N=65)	9.2	16.9	9.2	23.1	12.3	6.2	23.1
60～64歳 (N=40)	5.0	7.5	12.5	52.5	7.5	2.5	12.5
65～69歳 (N=63)	6.3	20.6	6.3	33.3	9.5	7.9	15.9
70歳以上 (N=50)	2.0	16.0	6.0	34.0	10.0	0.0	32.0

（５）介護・介助の必要性（日常生活圏域ニーズ調査）

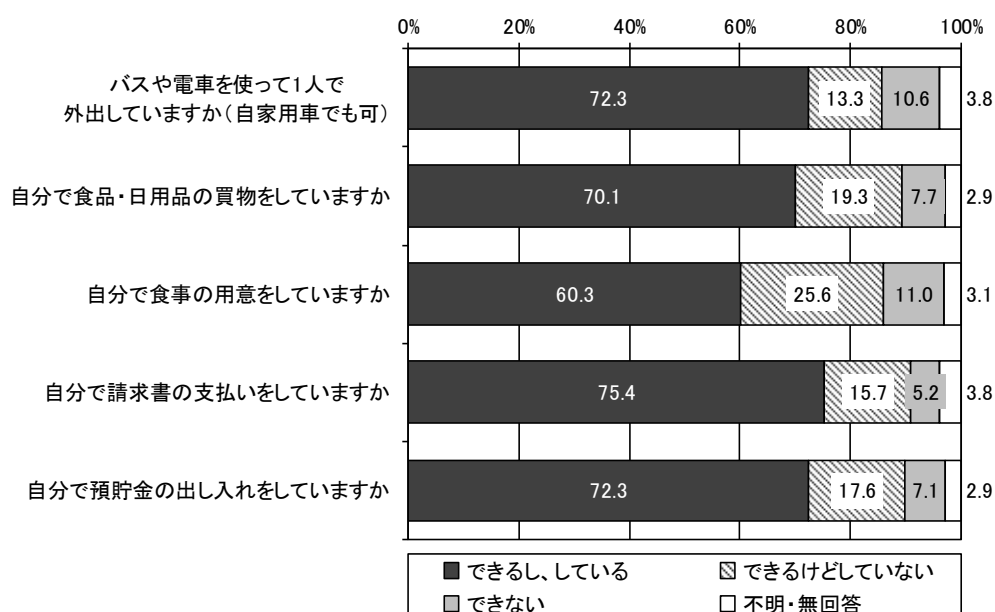
75歳以上84歳以下では約5人に1人、85歳以上では約3人に1人が何らかの介護・介助は必要又は何らかの介護を受けています。



（６）日常生活動作について（日常生活圏域ニーズ調査）

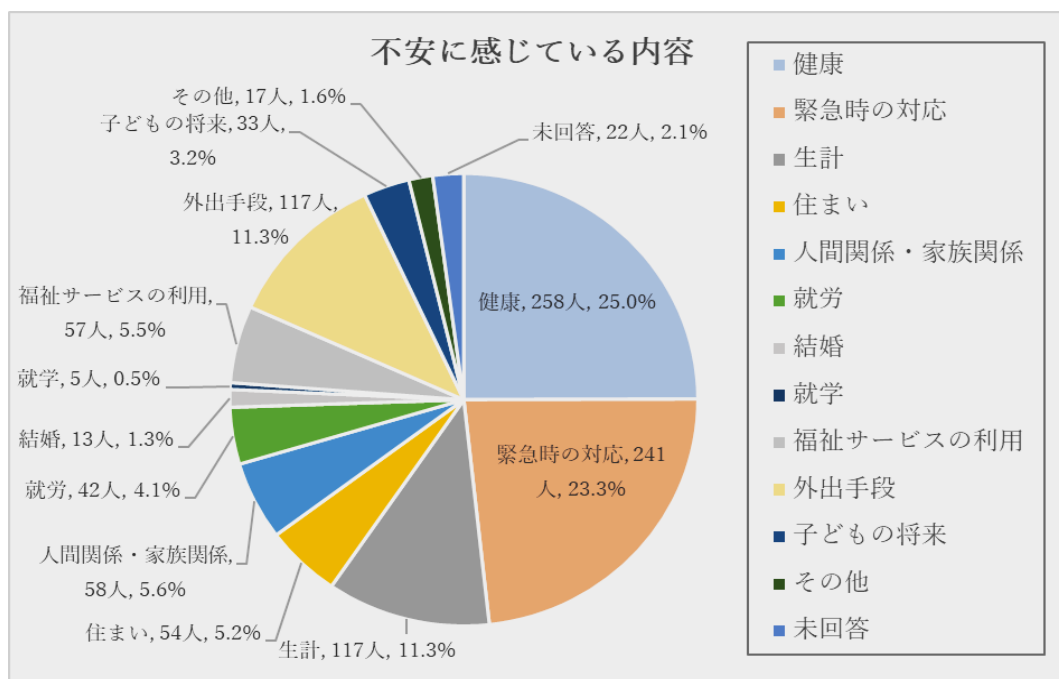
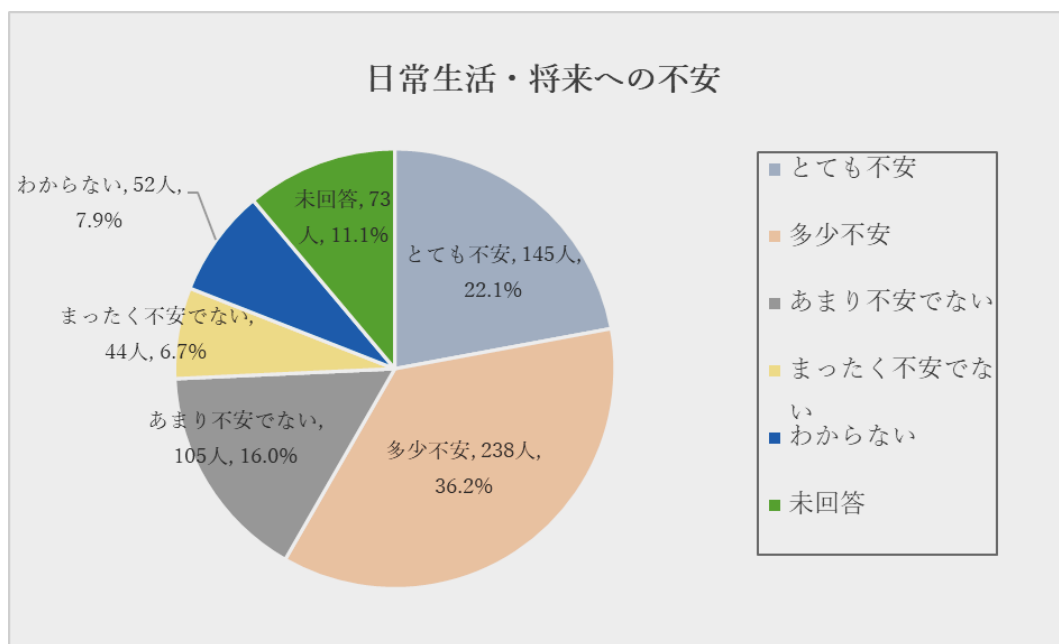
要介護認定者を除いたアンケートにも関わらず、「できない」と回答した方が1割程度みられます。前回調査よりも若干増加しています。

全体(N=715)



（７）日常生活・将来への心配・不安（香美町第４期障害者福祉計画町民意向調査）

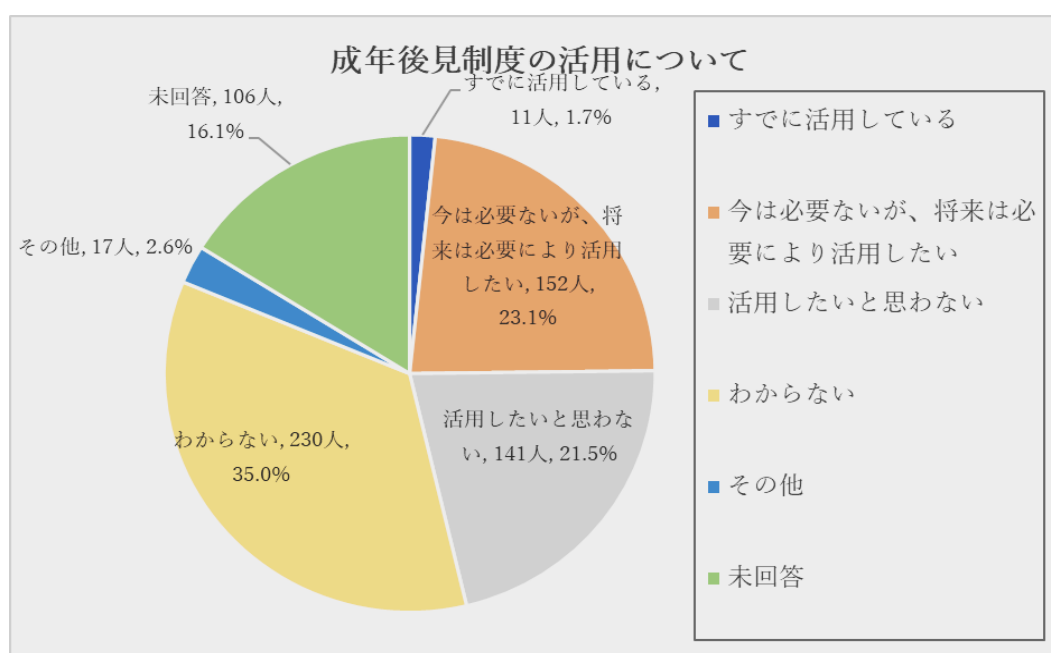
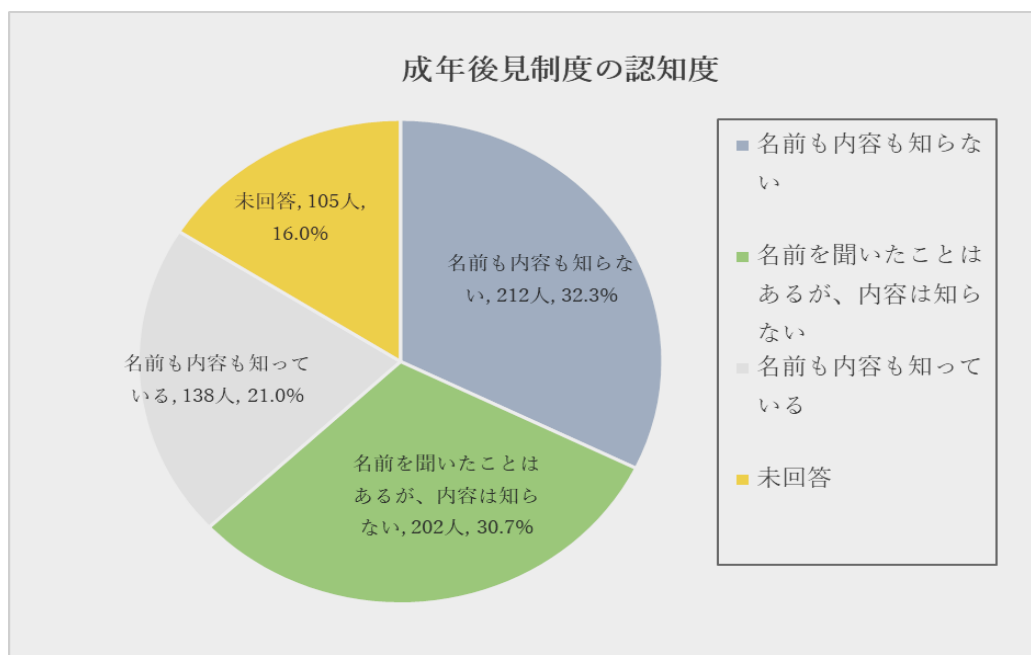
日常生活及び将来において、「とても不安を感じる」「多少不安を感じる」を合わせた何らかの不安を感じていると回答した障害者は５８．３％となっています。不安に感じている具体的な内容として、最も多かったものが、「健康について」２５％、ついで「緊急時の対応について」２３．３％となっています。前回調査と比較し「緊急時の対応について」が２．５ポイント増えています。



（８）成年後見制度の認知度（香美町第４期障害者福祉計画町民意向調査）

成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知らない」と回答した人が３２．３％あり、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人が３０．７％ありました。成年後見制度の活用について、「わからない」と回答した人が３５．０％ありました。

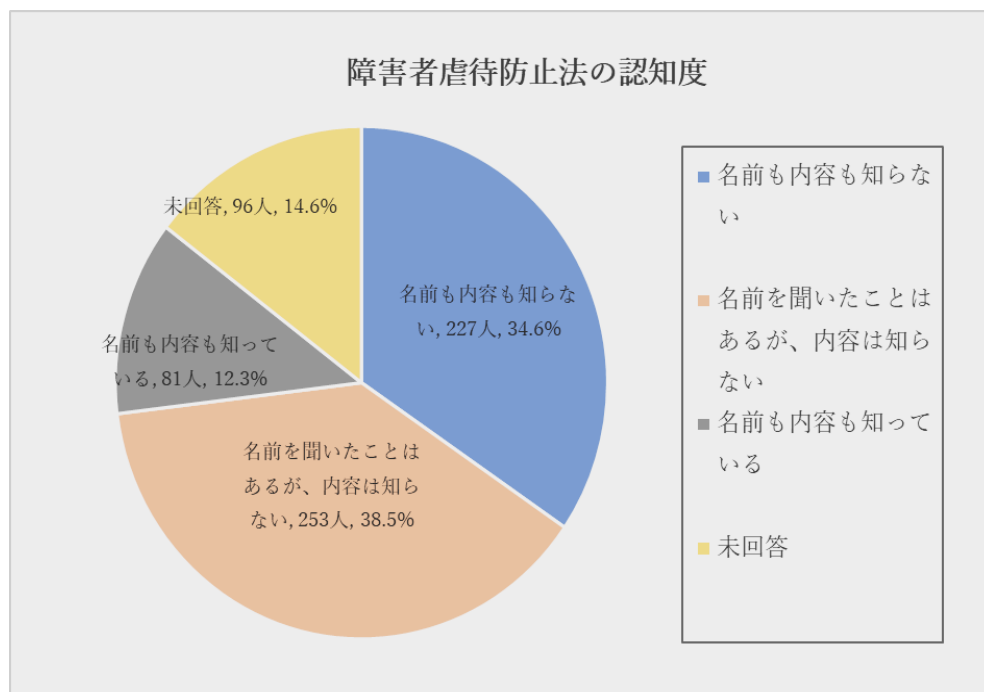
成年後見制度に対する認知度は不十分であることがうかがえます。



（９）障害者虐待防止法について（香美町第４期障害者福祉計画町民意向調査）

障害者虐待防止法について、「名前も内容も知らない」と回答した人が３４．６％あり、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人が３８．５％ありました。

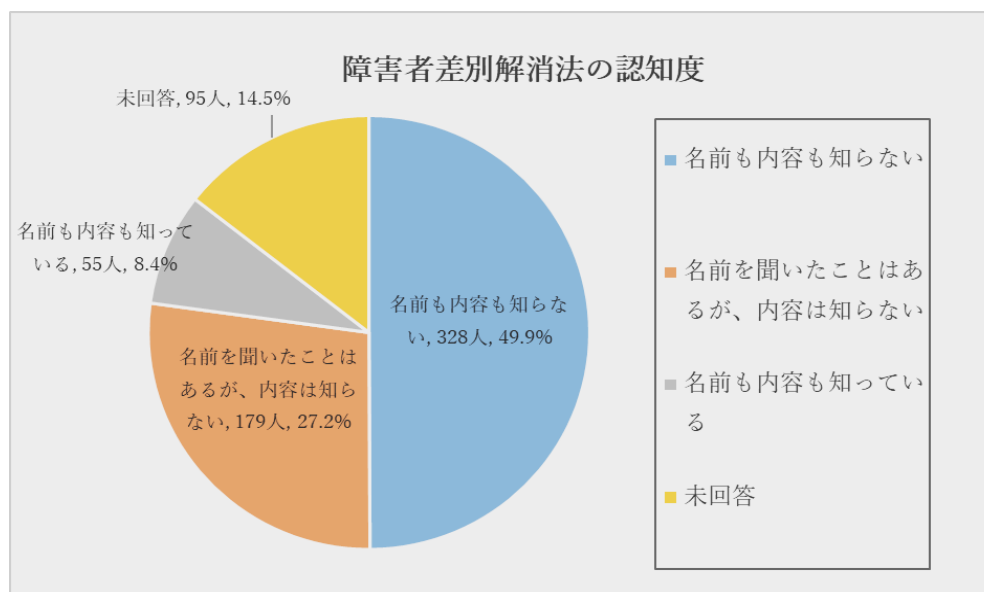
障害者虐待防止法に対する認知度は不十分であることがうかがえます。



（１０）障害者差別解消法について（香美町第４期障害者福祉計画町民意向調査）

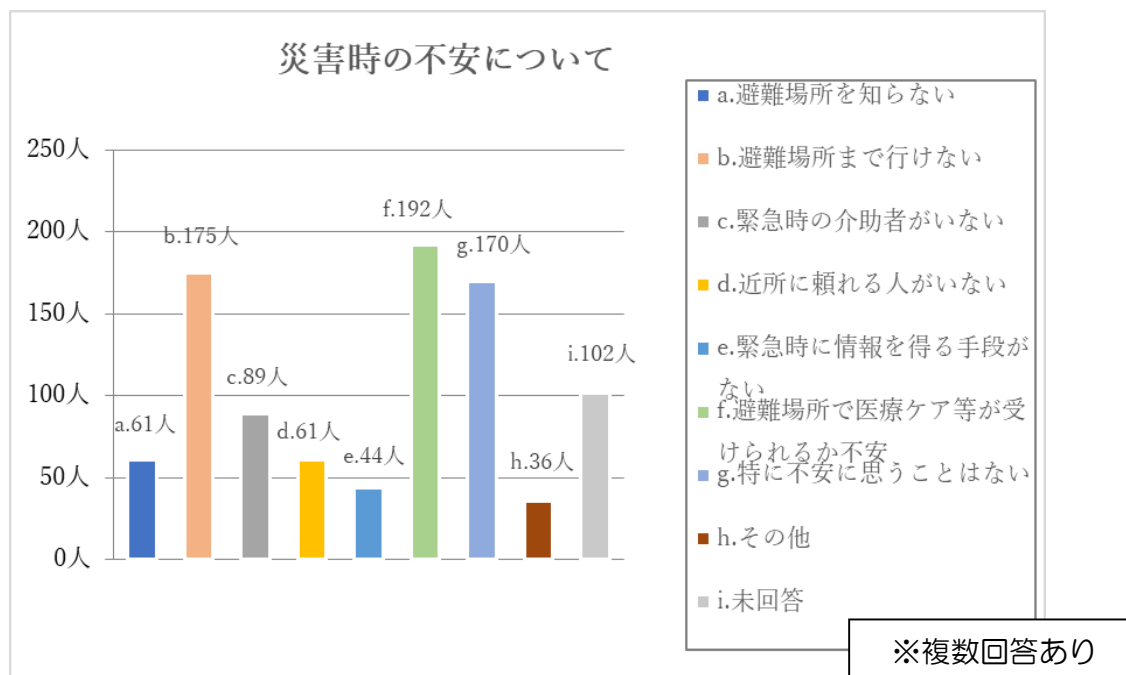
障害者差別解消法について、「名前も内容も知らない」と回答した人が４９．９％、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人が２７．２％ありました。

障害者差別解消法に対する認知度は不十分であることがうかがえます。



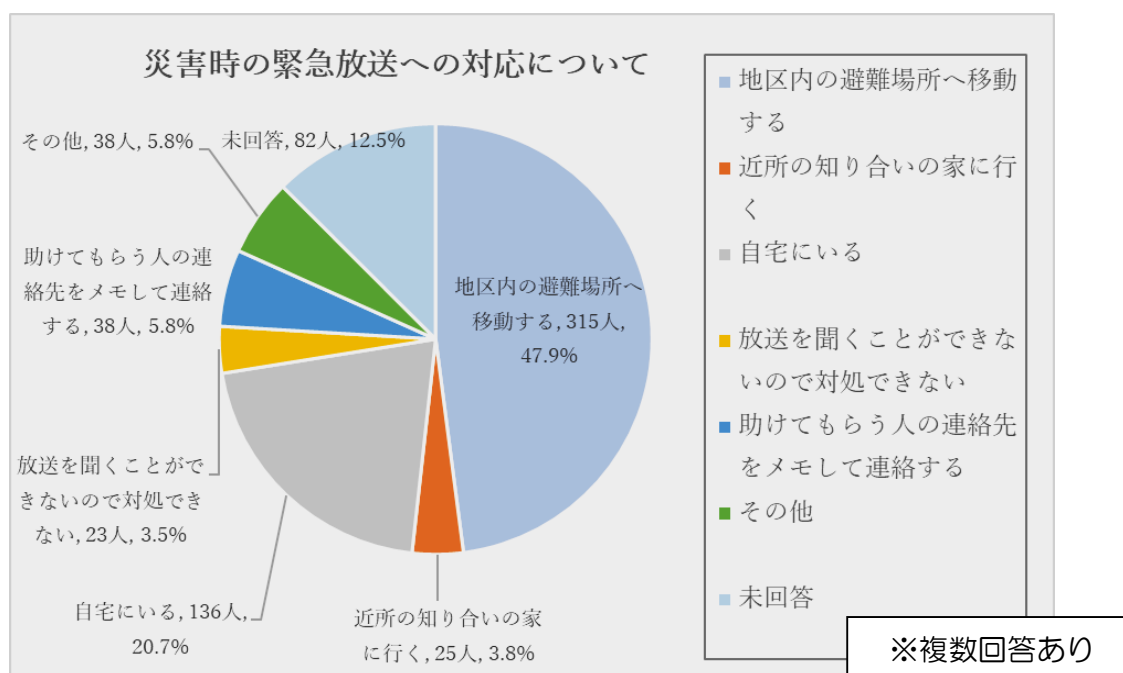
（１１）災害時の不安について（香美町第４期障害者福祉計画町民意向調査）

災害時の不安について、「避難場所で医療ケアなどが受けられるが不安」と回答した人が最も多く１９２人で、「避難場所まで行けない」と回答された人が１７５人ありました。



（１２）災害時の緊急放送への対応について（香美町第４期障害者福祉計画町民意向調査）

災害時の緊急放送への対応について、「地区内の避難場所へ移動」と回答した人が最も多く３１５人で、「自宅にいる」と回答した人が１３６人ありました。



6 本町の現状と課題を踏まえた計画の見直しの方向性

(1) 国内の動向を踏まえた見直しの視点

■地域福祉計画の重要性

社会福祉法の改正により、地域福祉計画の重要性が増しており、地域福祉計画に求められる内容が増加しています。国のガイドラインや手引き等を踏まえ、内容を見直す必要があります。

■誰一人取り残されない支援

従来の分野別の福祉の枠では十分に対応できない様々な課題が提起されており、分野横断的な取組や、制度のはざまを埋める取組が求められています。誰一人取り残されることなく、支援につながることでできる体制づくりを強化していく必要があります。

■重層的な支援体制の構築

行政と町民、民間事業者の連携を深め、重層的な支援体制の構築を進めていくことが求められています。

(2) 本町における地域福祉の推進課題

■地域支えあいの強化

少子高齢化や核家族化が進み、住民の価値観やライフスタイルの変化などにより、家庭や地域のつながりも希薄化し、地域福祉を推進する上で大きな課題となっています。このため、それぞれの地域において、伝統行事や共同活動、サロン活動、世代間交流活動などにより日常からのつながりを深め、地域のみんなで互いに支えあう必要があります。

■地域ぐるみの防災・減災体制、防犯体制の推進

風水害や地震・津波などの自然災害や火災等の災害発生時において、高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」について本人同意等による地域での共有化を図り、「避難行動要支援者」への支援はもとより、自助・共助・公助による地域ぐるみの防災・減災体制を構築し、災害に強いまちづくりを目指していくことが求められています。

■重層的な支援体制の構築

相談体制について、一つの世帯で高齢、障害、生活困窮など「複合的な問題」や、ひきこもり、ゴミ屋敷の問題といった「制度のはざまにある問題」など、分野ごとの相談体制では対応が困難なケースが増加しています。分野ごとの枠にとどまらず、「我が事」「丸ごと」の共生社会の視点に立った、多機関との協働による相談体制の重層的な支援に向け、新しい包括的支援体制の構築を推進する必要があります。

また、制度を超えたケアマネジメント力向上のための人材確保及び資質向上に向けた取組

を推進する必要があります。

■地域福祉に取り組む団体の活性化

地場産業の不安定化、活動者の高齢化、また住民の地域に対する無関心や住民同士のつながりの希薄化等により、ボランティア参加者も減少傾向にあり、地域福祉に取り組む団体活動の活性化が課題となっています。このため、一人ひとりがやがては福祉の受け手となるという意識のもと、社会福祉協議会でのボランティア団体登録やネットワーク化をさらに進めるとともに、NPOが持つ活動の専門性・先駆性についての町民理解を進め、活動団体を増やしていくなどの取組を推進していく必要があります。

■介護人材の確保

本町においては、介護人材の不足により介護サービス基盤に影響を及ぼしかねない事態が生じています。今後は、介護人材の確保が急務となっているため、魅力のある職場づくりや新卒をはじめとして若年層の人材確保や処遇改善などが求められます。本町ではこれまでの助成制度に加え、外国人介護職員の採用等に関し支援を検討します。

■社会福祉施設の基盤整備

高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを実現するために、今後も介護保険事業所や障害福祉サービス事業所等の社会福祉施設の基盤整備の充実に努めます。

（３）計画の見直しの方向性

■みんなで支えあい、誰一人取り残さない共生の地域づくり

国が示した各種のガイドラインや手引き等を踏まえ、地域福祉計画として不足のない計画となるよう、施策内容を見直します。同時に、地域における支援を必要とする人の増加を踏まえ、取組のさらなる充実を図るとともに、地域や地域団体などがつながり、みんなで支えあい、誰一人取り残さない共生の地域づくりを推進します。

さらには、地域に生活している障害者やひきこもりの人等についても、住民と専門職が連携し、地域での役割や出番、居場所づくり等を進めていくことで、多様化する地域課題の解決に向けた取組を進めるために、身近な地域で支援や課題解決の取組として、包括的で重層的な支援体制を整備構築します。

■誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境

本町は若者の転出等による生産年齢人口の減少に加え、出生率の落ち込みが激しい状況となっており、急激な少子高齢化が進んでいます。合併時の２００５年では１．８人（生産年齢人口÷高齢者）で高齢者１人を支えていましたが、２０２０年には１．２人で高齢者１人を支えており、超高齢化社会に突入しているといえることから、地域での課題や求められる支援等に

ついて、行政と事業者、町民が認識を共有し、連携した取組を充実します。

また、担い手の育成や発掘、資源開発に向けて、関係機関との連携・協働を進める必要があります。ボランティア、企業・団体、NPO法人等と連携し、多様な主体による地域福祉を進めます。また、町民主体の取組の核となる社会福祉協議会との連携を深め、地域福祉における基本理念・基本目標を共有し、連携・協働して誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域福祉の充実に取り組む計画づくりを進めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2018年3月に策定した本町の第3期地域福祉計画では「認め合い支えあい 安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、本町の行政計画と香美町社会福祉協議会の行動計画である地域福祉推進計画を基に一体的に進めてまいりました。

この基本理念は本町の第2次香美町総合計画(前期基本計画)の福祉分野の主要施策目標「認め合い支えあうまち」と香美町社会福祉協議会の第3次地域福祉推進計画の基本理念「ささえあい安心して暮らせるまちづくり」を融合して定められたものです。

このたびの計画の基本理念も本町と香美町社会福祉協議会が連携・協働しながら、一体的に地域福祉を進めることとし、見直しした本町の第2次香美町総合計画(後期基本計画)の福祉分野の主要施策目標「みんなで支えあい幸せに暮らせるまち」と香美町社会福祉協議会の第4次地域福祉推進計画の基本理念「ささえあい 安心して暮らせるまちづくり」を融合させ、誰一人取り残さない重層的な支援体制の構築を目指し、安心して生活できるようにするため、次の理念を掲げてその実現に向けて取り組んでいくこととします。

基 本 理 念

『みんなで支えあい
安心して暮らせるまちづくり』

基本理念の概要

第2次香美町総合計画後期基本計画

《基本理念》

香美町町民憲章

- 一．ふるさとを愛し、豊かな自然を育み、希望あふれるまち
- 一．人々が、ここに生まれたこと、生きることを喜び、誇りに思えるまち
- 一．子どもが元気に育ち、年よりがしあわせに暮らせるまち
- 一．若者が多く住み、働く喜びのある豊かなまち
- 一．歴史を学び、伝統を尊び、文化を発展させるまち

《まちの将来像》

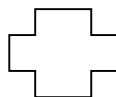
こどもたちに夢と未来をつなぐまち

《分野別基本方針》

みんなが安心して暮らせる健康長寿のまち

《主要施策》

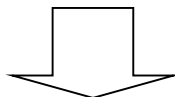
- 1 健やかに暮らせるまち（健康施策）
- 2 みんなで支えあい幸せに暮らせるまち（福祉施策）
- 3 安全安心に暮らせるまち（防犯・交通安全施策）



第4次香美町地域福祉推進計画（香美町社会福祉協議会）

《基本理念》

ささえあい安心して暮らせるまちづくり



香美町地域福祉計画の基本理念

『**みんなで支えあい 安心して暮らせるまちづくり**』

2 基本目標

本計画の基本目標と施策の方向については、社会情勢の変化や国の動向、本町の地域福祉を取り巻く現状、各種計画策定時のアンケート結果等により見えてきた課題から、以下のとおり「基本目標」と「施策の方向」の項目を整理し、第4期地域福祉計画を3本の柱で構成することとします。

基本目標 1 みんなで支えあう地域づくり

地域における支えあいとは地域福祉の基盤だけでなく、災害時の緊急時においても重要です。地域団体の活性化や担い手の育成等、みんなで支えあう地域づくりの強化に取り組めます。

基本目標 2 自分らしく安心して暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、介護人材の確保を図るとともに、社会福祉施設等の基盤整備及び福祉サービスの充実、人権の擁護、支援を必要とする人に支援が届く、共生の地域づくりを推進します。

基本目標 3 誰一人取り残さない支援体制づくり

住民の主体的な活動とそれを支える事業者・関係団体・行政を含む協働のネットワークの充実・強化を図り、誰一人取り残さない重層的な支援体制の構築を目指します。

3 施策体系

基本目標 1 みんなで支えあう地域づくり

- (1) 地域づくりの基盤整備
- (2) 地域活動の担い手となる人材の育成
- (3) 緊急時の体制整備
- (4) 地域福祉活動の拠点整備

基本目標 2 自分らしく安心して暮らせる環境づくり

- (1) 相談支援の充実
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- (3) 虐待防止と差別解消
- (4) 成年後見制度の利用促進
(成年後見制度利用促進基本計画)
- (5) 支援を必要とする人を支える体制づくり
(再犯防止推進計画を含む)
- (6) 誰もが暮らしやすい地域生活環境の整備

基本目標 3 誰一人取り残さない支援体制づくり

- (1) 地域社会のネットワークづくりの推進
- (2) 包括的・重層的な支援体制の整備
- (3) 多様な主体による福祉活動の活性化
- (4) 参加と協働による地域福祉活動の充実

第4章 地域福祉の取組施策

■基本目標1 みんなで支えあう地域づくり

(1) 地域づくりの基盤整備

【現状と課題】

- 地域によって異なりますが、少子高齢化と人口の減少、住民の意識の変化により、地域で活動する団体の縮小や担い手の減少等が課題となっています。
- コロナ禍において地域で集まることが難しくなっており、サロン活動、元気体操サークル等の集いの場を望む地域の意見も多くなっています。新しい日常にも対応しながら、地域でつながりをつくっていくための取組が求められています。
- 社会的孤立など家族や親族に助けを求めることができない方も増加し、また、家族だけでは対応できない問題や困りごととも増加しています。地域の支えあいの基盤として、日常的なつながりを深め、地域みんなで支えあう取組が必要となっています。

【今後の方向性】

自治会（区）や老人クラブをはじめとする地域団体への加入促進を図るとともに、それぞれの地域において、地域の実情に応じて住民主体の交流の場づくりやサロン活動、元気体操サークル等の支援を行います。住民が身近な地域で気軽に集まり、交流し、顔の見える地域づくりを進めるための基盤整備を行い、地域での見守りや助け合いの活動を促進します。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
地域における孤立防止と見守り・助け合い活動の推進	・自治会（区）や民生委員・児童委員と連携し、地域において支援が必要な世帯の見守り等を行うとともに、必要に応じて適切な支援制度につなぐことができるよう、情報提供・情報共有を進めます。 ・地域での見守り等が必要な高齢者に対して、老人クラブが実施する一人暮らし高齢者等の見守	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	り活動等の地域における見守りや助け合い活動を支援します。	
住民運営による介護予防事業の展開	・介護予防事業の重要性から各地区の会館等を拠点とした「元気体操サークル」が実施されています。住民運営による地域に即した効果的な事業の展開で「地域づくり」を推進します。 ・ハイリスクアプローチ対象者に元気体操サークルへの参加を勧奨するとともに、未実施地区において介護予防の支援について検討し、地域づくりの基盤とします。	福祉課
住民主体の高齢者の閉じこもり予防の推進	・高齢者等の閉じこもり予防、介護予防の推進を図るために町が社会福祉協議会に委託し、福祉委員会等を窓口に住民主体の「いきいきサロン」を実施しています。「いきいきサロン講師」を派遣し、いきいきサロンの活性化を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
制度のはざまにいる人への支援	・支援が必要な人や制度のはざまにある人を早期に発見し、適切に支援できるよう地域全体で共に支えあい、助け合う仕組みづくりを推進するため、次のように役割分担を行います。 〈地 域〉 ・支援を必要とする人の日常の困りごとに対して、地域でできることは自治会（区）を中心として地域ぐるみで助け合います。また、地域ぐるみの声かけや見守り活動を推進し、要配慮者の早期発見に努めます。 〈関係機関や団体等〉 ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員は、活動を通じて問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人を発見し、町や関係機関につなげます。 〈社会福祉協議会〉 ・社会福祉協議会は民生委員・児童委員や行政、関係機関と連携し、制度のはざまにある人や生活課題を抱えている人の支援体制やサービスの提供について、当事者、支援者それぞれの情報交換の場づくりを行い、よりそい型支援の取組ができるよう、新たな福祉サービスを創設します。	福祉課 健康課 社会福祉協議会

施策	内容	関係課・関係機関
	〈保健活動〉 ・制度のはざままでサービスを受けられない人について、健康や心の相談窓口の充実を図るとともに、分野を超えた支援策を検討します。 ・支援が必要な人や制度のはざまにある人を早期に発見し、生活課題を総合的に相談できる体制を構築するとともに適切なサービスへつなぐ仕組みづくりを検討します。 ・要援護世帯に対し、自立に向けた支援や訪問活動、相談支援等の適切な支援に努め、地区担当保健師を配置し、心身の健康や複合的な課題をもつ人に庁内関係者が連携して対応します。 ・地域の見守りなどのつながりを深めるため民生委員・児童委員、自治会（区）、社会福祉協議会との連携をより強化します。 ・複合的な悩みを抱える当事者本人は心の相談などに行き難い傾向がみられるため、家族、民生委員・児童委員、地域の人などがいつもと違う心身の様子を早めに察知して関係機関につなげることができるよう、ゲートキーパー養成研修の普及に努めます。 ・複合的な悩みをもつケースを健康課保健師と民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉課がさらに連携し事例を共有することで地域課題を明確にして、必要な社会資源につなげます。	
福祉の観点からのまちづくりの合意形成	・誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを進めていくためには、住民すべてが自分自身の生きる夢や希望を持ち、日々の幸せを感じられる地域を創っていく必要があります。 - そのために、住民一人ひとりが地域社会の一員として、それぞれができる役割を担いながら、お互いを認め合い、思いやりの心を持って共に支えあうまちづくりを目指します。 ・広報、集落福祉活動研修会を中心とした啓発機会を増やし、つながりづくりの強化により思いやるところを全住民に醸成します。	社会福祉協議会

施策	内容	関係課・関係機関
世代間交流の推進	・ 地域の中で、様々な行事を通じ、子ども、若者、高齢者などが世代を超えて参加・交流できる機会の充実を図ります。 ・ 自治会（区）会館や公民館、高齢者福祉施設での活動を通じて、高齢者と親・幼児など世代間交流の促進を図ります。	こども教育課 生涯学習課 社会福祉協議会
住民の自助・互助・共助力を高める意識啓発	・ 生活のしづらさがある人は地域住民の助けを得ながら、自らも努力して自立していくこと、地域住民は周りの人に関心を持ち「お手伝いしましょうか」と声をかけたり、手助けをしたりするなど、自助・互助・共助力を増幅するための意識啓発に努めます。 ・ 「支え合い」を住民みんなで実践できるための普及啓発に努めます。	社会福祉協議会

（２） 地域活動の担い手となる人材の育成

【現状と課題】

○自治会（区）や老人クラブ等の地域団体において、役員等の高齢化や後継者不足など中心的な担い手が減少しており、地域活動の低下につながらないよう人材の育成及び確保が喫緊の課題となっています。また、民生委員・児童委員についても、担い手の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

地域福祉活動の担い手となる人材の育成・確保を進め、活動の広がりと活性化を図ります。また、地域における支えあいの意識の醸成や、地域福祉への理解の促進に向け、学校等と連携し、福祉活動の推進を図っていきます。

各種出前講座や研修会等を実施し、地域福祉人材の育成・確保に取り組めます。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
民生委員・児童委員への研修及び情報提供等	・民生委員・児童委員の活動の充実と担い手の確保に向け、活動内容や地域における重要性について周知します。 ・兵庫県等が主催する新任研修・中堅研修への参加を促し各地区での定例会で情報を提供します。	福祉課
地域福祉活動の担い手の育成・支援	・自治会（区）活動や老人クラブ等、地域のサロン活動の運営を担えるリーダーを地域団体と連携しながら発掘・育成します。 ・地域における各種の福祉活動をボランティアとして支える人材の育成と確保について、地域と連携した取組を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
介護予防事業による担い手の育成	・介護予防事業の重要性から各地区の会館等を拠点とした「元気体操サークル」が実施されています。 新たな担い手の育成のために各地区へのいきいき講座等を通じ、誰もが地域福祉を進める一員としての意識向上につなげます。	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
若い世代の福祉参加促進と専門職の人材確保	・福祉専門職の育成や若い世代が地域福祉活動に参加するきっかけとなる場づくりや情報提供を推進します。 ・介護職員の魅力やセカンドキャリアについて情報発信するとともに、町と社会福祉協議会が共同で介護職員初任者研修を実施します。 ・地域福祉を意識した福祉学習を実施します。 ・広報等を通じての地域福祉活動の啓発とボランティア入門講座を継続実施します。	社会福祉協議会
学校教育、生涯学習の場における福祉学習の推進	・社会福祉協議会・教育委員会・学校・地域がさらに連携を深め、開かれた学校づくりを通じて、地域で子育てや青少年育成の意識を高めます。 ・子どもたちが自ら福祉の現状における問題について考え、将来の地域福祉の担い手として成長できるよう、小中学校における福祉体験学習の充実を図るとともに、乳幼児期から高齢期に至るまで、全ての生活面において優しさを育む生涯学習の充実を図ります。 ・社会福祉協議会は、当事者の協力を得た福祉学習、ボランティア体験教室を開催します。 ・地域課題、生活課題に応じた学習の取組を進めるとともに、当事者の思いがより伝わり、理解が深まるようにするため、当事者や当事者に関わる人が、ボランティア講師として活躍できる取組を進めます。 ・社会福祉協議会はボランティア講師、学校と連携した福祉学習のさらなる内容充実を図ります。	こども教育課 生涯学習課 社会福祉協議会
家庭・地域が一体となった福祉学習の取組	・社会福祉協議会事業や公民館活動等において、福祉に関する学習プログラム導入など学習機会の充実を図るとともに、地域の人材を活用した学習講座を充実します。	社会福祉協議会
健やかな心身を育む教育	・中学生を対象に保育施設等で乳幼児や保護者とふれあう場を設け、子どもを育てる責任や喜び・命の尊さ・思いやりの心を育む思春期保健福祉体験を実施します。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置して子どもや保護者の相談支援にあたるとともに関係機関と連携した取	健康課 こども教育課

施策	内容	関係課・関係機関
	組を推進します。	

（３） 緊急時の体制整備

【現状と課題】

- 高齢化に伴う一人暮らし高齢者世帯の増加等、地域において支援を必要とする人が増加しています。障害者福祉計画の町民意向調査では、災害時に避難場所での医療ケアや移動についての不安が多くありました。
- 災害の緊急時において、支援を必要とする人が安全に避難できるための支援体制の整備が引き続き課題となっています。
- 緊急時の迅速な対応のためには、日常的な地域でのつながりやみんなで支えあう関係づくりが必要となっています。地域で安心して暮らせるための防犯活動や住民参加の見守り活動等に引き続き取り組んでいくことも大切です。

【今後の方向性】

地域における防犯活動や見守り活動を推進し、また、災害時に対応するための訓練や避難行動要支援者の支援に係る制度について周知を図り、自治会（区）を中心に災害時の活動や避難行動要支援者への対応について情報提供を行います。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
民生委員・児童委員等による巡回相談の推進	・自分自身と家族の安全確保を最優先に考え、民生委員・児童委員等が地区内の対象者宅を訪問し、安否確認を実施します。 ・自治会（区）、自主防災組織等が地域の避難行動要支援者等の救助等を支援します。	福祉課
緊急通報システムの活用推進	・一人暮らし高齢者や高齢者世帯、重度身体障害者の急病等の緊急時の不安を解消するために緊急通報装置を貸与します。併せて、緊急通報システムサービスについて周知を図ります。	福祉課
自治会（区）会館や地区公民館の活用整備	・生活圏域において広域の福祉活動の拠点となる地区公民館の活用を図ります。 ・新しい地域コミュニティ整備に合わせ、各事業の展開を図ります。	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
地域ぐるみで災害時に備える体制づくりの推進	・要配慮者を含めた防災訓練の実施を進めていきます。 ・各サービス事業所へのモニタリングを行い、必要な助言や改善提案を行うとともに、防災安全課と連携を図り、要配慮者を含めた防災訓練の実施を検討します。 ・避難行動要支援者名簿を有効活用し、自治会(区)、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの連携により地域において避難行動要支援者を把握し、マイプラン、ファミリープラン、個別避難計画づくりを推進するとともに、福祉避難所の受入体制の整備など災害時の支援を的確に実施できる体制づくりに努めます。 ・自治会(区)は個別避難計画の重要性を理解し、ケアマネジャー等と連携して個別避難計画を作成します。 ・多岐の分野に渡り災害時応援協定等を結び、スムーズな避難ができる方策を関係者と協議します。	福祉課 防災安全課
障害に特性のある人への対策	・人工呼吸器などを使用しているため電気が常時必要な方の停電時の対策として発電機を設置するなど、障害者に配慮した避難所の整備を進め、災害時に混乱を来たさないよう個々の対応策等について地域の方と共に検討し、万一来たさない体制づくりを進めます。 ・発達障害や精神障害のある人の特性についての普及啓発に努めます。 ・資機材の保管場所を確保し、発電機やダンボールベッド、パーテーションの購入を検討します。	防災安全課 福祉課
防災安全課や自主防災組織などとの連携	・町は最新のデータに基づき、最新のシステムを駆使し、各種計画への反映を行い、その内容を踏まえて、町内外への周知徹底を図ります。 ・有利な財源を確保しつつ、補助金等を活用しながら、自主防災組織の資機材の拡充に努めます。 ・毎年実施している防災訓練も、各自主防災組織で内容を工夫しながら、継続して実施します。 ・災害発生時等、迅速に安否確認するとともに適切な避難支援体制を整備するため、防災安全課のみならず自主防災組織等との連携に努めます。	防災安全課

施策	内容	関係課・関係機関
	・町は避難行動要支援者名簿を活用し、ケアマネジャー等と連携を図りながら個別避難計画の作成を支援します。	
災害時における要配慮者の支援体制づくりと関係団体や機関との情報共有	・災害時等に住民が身近な場所で安全に必要な支援を受けることができるよう、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会や行政が連携しながら要配慮者を支援する体制を構築します。 ・香美町から災害による被害者をなくすため、適時適切な避難が実施できるよう、周知を図るほか、事前準備を万全に行います。 ・ソフト面だけでなくハード面の整備も必要ですが、財源も限られており、関係機関と協力しながら推進します。 ・長期に渡り要配慮者の避難が必要となった場合には、「福祉避難所開設運営マニュアル」に基づき協定施設の協力を得て福祉避難所への受入を行います。 ・福祉避難所開設事業者との打ち合わせを定期的に行い、意見交換を行います。また、現在は避難所ではない福祉施設や宿泊施設などについても、可能であれば新規で避難所として指定できるよう、受け皿の確保に努めます。	防災安全課 福祉課 社会福祉協議会
災害時のボランティア受入体制の整備	・地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンターの開設や兵庫県・他市町との連携等、災害時の迅速な対応ができる体制づくりを進めます。	防災安全課 福祉課 社会福祉協議会
子ども見守り隊による地域での見守り	・美方子育てネット21応援隊推進委員会をはじめ自治会（区）や老人クラブを中心とした登下校時の子ども見守り隊により、子どもを犯罪・事故から守る活動を展開します。	こども教育課 生涯学習課 福祉課
救急医療情報キットによる安全・安心の確保	・一人暮らしの高齢者などの万一の救急時に備えるため、医療情報、緊急連絡先などを専用の容器に入れて、自宅に保管しておくことで迅速な救命活動に役立てるなど安全、安心を確保します。	福祉課
防災スカーフ等を活用した避難支援	・災害時に自ら支援を求める意思表示が困難な障害者が防災スカーフを着用することで、避難の際や避難所で障害があることを周囲に知らせ、支援を受けやすくします。 ・災害時にうまくコミュニケーションがとれない障	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	被害者のために、避難時に持ち歩けるように濡れても破れにくい素材の防災カードを配布します。	
緊急時や災害時の事業者に対する情報提供	・ホームページにより介護事業者等に対して緊急時や災害時の情報共有ができるようにします。	福祉課

（４） 地域福祉活動の拠点整備

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域で住民が顔を合わせて交流する機会や様々な地域活動の機会が減少している一方、そうした活動の重要性の認識が高まっています。
- 地域において参加・交流の拠点となる場を確保していくと同時に感染症対策に留意しながら顔の見える地域づくりを進めていくための取組が求められています。

【今後の方向性】

地域福祉を進めるには、地域の人同士の交流を深める必要があります。気軽に地域の人が集まり、交流を持てる場の確保に努めます。その際、既存施設の有効活用を図ります。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
地域活動の拠点となる施設の整備	・区等集会所の改修等に関する補助金及び区等集会所整備事業により、地域福祉の活動拠点となっている自治会（区）会館におけるバリアフリー化等を支援します。	企画課
地域での居場所づくり	・集会所や公民館等の身近な施設で、集い・交流の場を持つことで、住民自らがサロン活動等を主体的に実施できるよう支援します。	福祉課 社会福祉協議会
公共施設の有効活用	・関係機関の連携による施設間の役割等を調整し、既存公共施設の有効活用を図ります。 ・地域の公共施設が地域福祉活動の拠点として気軽に利用できるよう、利用要件の緩和や利用についてのニーズを把握します。	福祉課

■基本目標 2 自分らしく安心して暮らせる環境づくり

(1) 相談支援の充実

【現状と課題】

- 住み慣れた地域の中で安心して生活するためには、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、各種相談員や関係機関の相談窓口がお互いに連携し、各種サービスが総合的に相談できる仕組みづくりが必要です。
- 本町では住民の生活課題や様々な困りごとに対する支援について、専門的な相談支援の充実に取り組んでいます。一方で、生活困窮や社会的孤立、ひきこもり支援について、新たに対応を求められる課題や既存の枠組みでは十分に対応できていない問題も増加しており、こうした課題や困りごとに適切に対応できる体制整備も求められています。
- 適切な福祉サービスや制度の利用につなげるうえでも、引き続き相談支援体制の充実を進め、対応力や支援の質を向上させていくことが求められています。また、相談窓口に来ることが難しい人への相談支援の提供についても引き続き課題となっています。

【今後の方向性】

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者や障害者、子ども、外国人などそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者や障害者、子ども、介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
地域における福祉ニーズの把握	・ 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員と連携しながら地域の福祉ニーズを把握し、住民の相談に応じることができる体制づくりを支援します。 ・ 民生委員・児童委員等からの情報を関係機関へ伝え、情報の共有化を図ります。 ・ 既存の制度や福祉サービスでは十分に対応できない、いわゆる制度のはざまの課題について、支援	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	を必要とする人の把握や支援の方策について、地域や関係機関と連携した取組を推進します。	
町の相談体制及び専門的な相談体制の充実	・ 民生委員・児童委員や地域等の方から相談のあった、支援を必要とする人への訪問を行い、関係機関と連携を図りながら対応します。 ・ 民生委員・児童委員や地域等の方からの相談のあった支援を必要とする人への訪問を行い関係機関と連携を図りながら相談に対応します。 ・ 相談者の属性や世代を問わず総合的に相談を受けとめ、適切な支援機関につなぎ、職員間の連携を図りながら解決に向けて包括的な支援を進めます。 ・ 各分野において専門的な相談員を配置し、母子相談員や発達相談員（臨床心理士、言語聴覚士）等による相談日の開設などにより、住民が身近に専門的な相談ができる体制の確保に努めます。 ・ 住民から認知症の相談を受けて、早期に医療機関につなぐことにより、適切な介護サービスや成年後見制度などの利用支援を行うことができるよう認知症相談センターとしての機能強化を図ります。 ・ 基幹相談センターに各種の専門職を配置し、障害者や家族、支援者等からの相談に対応します。 ・ 成年後見制度の利用促進にあたり、制度の広報、相談、制度利用の促進、後見人支援の4つの機能を兼ね備えた中核機関の設置に向けて検討を行います。 ・ 子育ての支援が必要な状況にある家庭に対し保健師や助産師が訪問し対応します。 ・ 妊娠中・子育て中の方が、妊産婦や子どもの相談、健康記録、自分の子どもに合った予防接種の管理や通知、子育て情報など役立つ機能が搭載された子育てアプリ「かみっこ子育てアプリ by 母子モ」の活用を推進します。 ・ ケース会議や担当者の研修等を通じ、相談支援の質の向上を図ります。	福祉課 健康課

施策	内容	関係課・関係機関
日本語に不慣れな外国出身者への対応	・当該言語による情報提供や日本語教室の拡充などを進めます。 ・兵庫県及び他市町の国際交流協会やボランティア団体等と連携し、現状課題の解決や、町内の支援体制の充実に向けて取組を強化します。 ・外国出身者が日本の文化や慣習に馴染めず地域で孤立することがないように、日常生活に必要な日本語学習のみならず、地域住民との積極的な交流や地域の外国出身者を受け入れる体制づくりなどを支援します。 ・日本語に不慣れな外国出身者が情報弱者とならないように、やさしい日本語や多国語に対応した情報提供について配慮します。 ・介護職員の外国人労働者を配置している場合も上記の取組に配慮します。	企画課
自殺対策の推進	・心の健康づくりや自殺対策の推進について、香美町自殺対策計画に基づく取組を推進します。	健康課

(2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

【現状と課題】

○必要な人に適切なサービスが届くための情報提供・情報発信の充実や既存のサービスでは十分に対応できない生活課題への対応、福祉人材の確保とサービスの質の向上の取組等を引き続き推進し、住み慣れた地域で暮らし続けることができ、社会参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

○複雑・多様化している住民の福祉ニーズに対して、既存の福祉サービスだけでは解決できない、いわゆる、制度のはざまにいる人に対しては、生活課題や福祉ニーズを把握し、行政・福祉サービス事業者の調整のほか、NPOや地域ボランティア活動・住民福祉活動等の多様なサービスで対応できることも考えられます。

【今後の方向性】

支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、福祉情報の提供体制の充実を図るとともにサービスの質の向上・確保を図ります。また、福祉サービスの向上と効率化に向け、研修の開催や活動支援を充実させ、福祉や保健、介護にかかわる専門分野の人材を育成し、人材の確保に努めます。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
多様な方法による情報提供の推進	・福祉サービスの内容や制度などの有益な情報を正確かつ迅速に伝えるため、広報紙やイベント、ホームページを活用した情報提供を進めます。 ・住民のニーズに合わせた内容の出前講座の充実に努めます。 ・介護保険事業者や障害福祉事業者など、福祉関連事業者の情報も住民にわかりやすく伝えられるよう、関係機関や相談支援に関わる職員、また民生委員・児童委員や民生・児童協力委員など身近な相談者の情報共有に努めます。	福祉課
福祉サービスの質の向上	・「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づく福祉サービスの基盤整備や関連施策を推進するとともに、各計画の達成状況の評価を実施します。しかし、数値の把握に事務負担が大	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	きいため評価指標を有効なものに絞ることやシステム活用による省力化を検討します。 ・サービス提供事業者との定例会を開催し、情報の交換や提供など、連携体制の確保に努めるとともに、介護保険事業所の運営推進会議への参加及びサービス提供事業者への指導や必要なサービス基盤の整備を図ります。 ・会議のWEB開催や情報共有においてはインターネット技術等を活用した連携を検討します。また、運営指導を効果的に行えるよう職員のレベルアップを図るとともに、外部委託も検討します。 ・福祉サービス利用者の立場に立った苦情解決の仕組みや第三者評価事業の仕組みについて、広報紙や町ホームページ等において住民に周知します。	
福祉に携わる人材の質の向上	・兵庫県社会福祉協議会が実施する福祉行政機関研修会へ参加し、職員の専門的知識の向上に努めます。 ・適切なサービス提供について、ケアプランチェックを行い、一人ひとりの資質の向上を図ります。	福祉課
介護人材の確保	・平成29年度から、介護保険事業所及び障害福祉事業所における「介護職員確保対策事業助成金」制度を創設し、介護職員の人材確保と処遇改善に努めています。介護職員求人用のリーフレットの配布と合わせて助成金制度について、福祉系の学校やUターン、Iターン希望者などに広くPRし、介護職員確保に努めます。 ・介護人材の充足状況は事業所によってばらつきがあるため、事業所と連携し事業所の魅力や取組、助成制度を一体的にアピールできるような仕組みを検討します。 ・介護の仕事に必要な資格取得のために必要な費用の一部について助成を行います。 ・事業所を通じた周知と介護人材パンフレットとホームページによる周知を図ります。 ・介護人材の確保が急務となっているため、これまでの助成制度に加え、外国人介護職員の採用等に関し支援を検討します。	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
社会福祉施設の基盤整備	・高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを実現するために、ニーズに応じて介護保険事業所や障害福祉サービス事業所等の社会福祉施設の基盤整備の充実に努めます。	福祉課
I C Tを活用した研修を受講しやすい体制整備	・福祉専門職が身近な地域において研修を受けることができるよう、但馬各市町と連携して、関係機関に働きかけを行います。 ・WEBでの研修に対応できるパソコン操作のスキルアップ、機器や通信設備の整備を進めます。	福祉課
制度のはざまを埋める新たなサービスづくり	・香美町障害者地域自立支援協議会実務者会議で障害者等の生活課題や福祉ニーズを把握し新たな福祉サービスにつなげます。 ・香美町福祉職業紹介所「アクティブステーションかみ」を通じて、事業所の理解を求め、社会参加や就労について推進します。 ・社会福祉協議会は、当事者及び支援者それぞれの情報交換の場づくりを行い、よりそい型支援の取組ができるよう、新たな福祉サービスを検討します。	福祉課 社会福祉協議会
ピアサポートの人材育成の推進	・介護人材が不足する中、障害者自身の経験を生かして働くピアサポーターの育成を推進し、障害福祉サービス事業所での雇用につながるよう、担い手を含めた人材の確保に努めます。	福祉課
当事者の思いを実現するケアマネジメントの充実と質の向上	・教育・保健・医療・福祉・就労など住民の相談を受ける担当者等は、制度や社会資源等について熟知するだけでなく、受けた相談内容の課題を正しく認識して、適切なサービス等を調整できる力量を備えておく必要があります。このためケアマネジメントに関わる専門職の面接技術やケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。 ・支援者の負担にならないようWEB開催・動画配信開催等、開催方法について検討します。 ・高齢者、障害者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図り、制度のはざまを埋めるために制度を超えたケアマネジメント力の向上をめざすとともに、平成30年度から新たに創設された共生型サービスに対応した専門職の育成	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	と人材の確保を図ります。 ・管理者、指導職的立場の人材育成を図るため、会議の WEB 開催などを検討するとともに、業務や実務の中から知識や経験の積み上げが行われるよう支援します。	
子育て支援にかかる 情報提供	・「こそだてがいどぶっく」を母子健康手帳交付の窓口で配布するとともに、保健師、助産師などが面談し、妊娠出産育児について情報提供します。	健康課
子育て支援の推進	・安心して子育てができ、すべての子どもがこころ豊かに健やかに育つため、子ども・子育て支援事業計画における子育て支援の取組を推進します。	こども教育課
認知症の人のサービス利用	・認知症ケアパス「オレンジロード香美」により、認知症の方やそのご家族が、認知症になっても地域で安心して暮らせるように、医療機関や相談窓口、利用できるサービスなどをわかりやすくまとめ、予防から介護まで認知症の進行状況に合わせた医療や介護サービスの理解を深めます。	福祉課

(3) 虐待防止と差別解消

【現状と課題】

- 虐待の防止については、相談窓口の設置や関係機関のネットワークによる防止と対応の取組の充実を図っています。引き続き、住民や事業者への周知を進め、適切に一人ひとりの権利と尊厳が守られる環境づくりを進めていく必要があります。
- 令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。こうした差別解消のための法改正を含む人権擁護と差別解消の取組について、広く情報提供・啓発を推進していくことが求められています。

【今後の方向性】

虐待の対応については、引き続き関係機関のネットワークによる防止と対応の充実を図っていくと同時に相談窓口等について広く情報を発信していきます。差別解消の取組の充実を図るとともに、人権擁護や差別解消のために住民や地域、事業者等において求められる取組について、周知啓発と情報提供を推進します。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
虐待防止に向けた相談支援体制の充実	・地域包括支援センターにおいて虐待関係を含めた高齢者の相談に対応します。関係機関との連携を強化し、個別の相談について検討できる相談体制づくりを進めます。 ・障害者虐待の防止や障害者の養護者に対する支援等に関して、基幹相談支援センターの相談窓口において、関係機関と連携しながら相談支援を行います。	福祉課
要保護児童への支援	・香美町要保護児童対策地域協議会において虐待を受けている疑いのある子どもや非行児童など、要保護児童の早期発見や適切な保護を行うため、児童福祉に關係する機関や団体が情報交換や支援内容を協議し、子ども達が安心して健やかに成長するように支援します。 ・虐待に関する困難案件については、県関係機関と連携を図り解決に向けて取り組みます。	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
見守り支援者による虐待防止	・香美町高齢者等見守りネットワーク事業「にこにこ香美ネット」などの見守り支援者・事業所の拡大に努め、町全域で、住民、民間事業所など、虐待防止に取り組みます。また、見守り方法等について、協定事業所向けに毎年度1回研修会を開催し、虐待に関する内容も取り入れ、見守りと支援協力を求める働きかけを行います。 ・見守り支援者・事業所の拡大に努めます。 ・虐待発見時の通報義務や救済措置などについて、住民に周知し理解・協力を求めます。	福祉課
虐待防止の体制強化	・虐待の件数が増加していることから、関係機関が連携強化し、高齢者及び障害者に対する虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応及び適切な支援を行えるよう、高齢者及び障害者虐待ネットワーク会議（仮）を設置して、職員体制を整え、他課との連携強化や事例研究を行い、重層的に対応します。 ・町で虐待防止窓口を設置します。	福祉課
虐待防止の住民への周知	・虐待の相談窓口強化を行い、住民・関係機関への虐待防止に関する更なる啓発活動を実施します。 ・障害者虐待防止法及び虐待事例について町広報に掲載します。	福祉課
子ども家庭総合支援拠点の体制整備	・国が方針を打ち出している「こども家庭センター」の設置を視野に入れ、「子ども家庭総合支援拠点」の体制を整備し、社会福祉士など様々な専門職が相談を受け、「子育て世代包括支援センター」や関係機関と連携しながら、必要な情報提供や支援につなげていくことで心身ともに健やかな子どもの成長をサポートします。 ・児童虐待について、予防や早期発見など子どもの視点に立って対応します。	福祉課
インクルーシブ教育の推進	・障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、障害のある児童が初等中等教育の機会が得られるよう、特別支援教育の推進を図ります。	こども教育課
障害者差別解消に向けた取組の推進	・障害者差別解消法の周知を図るとともに、相談支援体制の充実に努めます。 ・職員は障害者差別の解消及び合理的配慮などを考慮し執務を行うよう努めます。	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	・高齢者や障害者等がニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択し、利用しながら、地域で安心して自立した生活を営めるよう、ノーマライゼーションの理解を深めます。	

（４） 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【現状と課題】

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、個人としての尊厳と自己決定権の尊重を基本原則としながら成年後見制度の利用促進を進めていく必要があります。
- 第６期香美町障害福祉計画（２０２０年）を策定するにあたり実施したアンケート調査で、「成年後見制度」について「名前も内容も知っている」が２１．０％、「名前も内容も知らない」が３２．３％、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」が３０．７％となっています。成年後見制度の利用促進に向けた制度の周知にはさらなる取組が求められている状況です。
- 今後、成年後見制度を必要とする住民が増加することが予想されることから、必要な体制整備を進めていくことが求められます。

【今後の方向性】

誰もが個人としての尊厳が尊重され、必要な支援を受けながら自己決定できるよう支援することを基本として、成年後見制度の利用の促進を図ります。意思決定支援の重要性や制度の周知に努めるとともに、中核機関の権利擁護センターの設置に向けて検討します。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
成年後見制度の体制づくりと強化	・権利擁護を推進する観点から、地域住民、地区組織や団体、関係機関等と支援体制を強化しつつ、成年後見制度の担い手となる市民後見人や法人後見人などの人材育成に努めます。 ・市民後見人の人材育成について但馬圏域の他市町と協働し取り組んでいきます。 ・現在の体制を維持するため、職員の研修会等啓発に努めます。 ・社会福祉協議会は、担い手の確保に努めるため、町と一体となって、市民後見人養成講座を開催します。	福祉課 社会福祉協議会
中核機関の権利擁護センターの設置	・制度の広報、相談、制度利用の促進、後見人支援の４つの機能を兼ね備えた中核機関の設置に向けて検討を行います。 ・各関係団体（社会福祉協議会、裁判所、リーガ	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	- ルサポート等）との連携をより一層推進します。 ・現在の体制を維持するため、職員の研修会等啓発に努めます。	
成年後見制度の利用促進	・個々の相談に応じ、成年後見制度を適切に運用し、広報活動も含め、制度や事業について広く周知することに努めます。	福祉課
日常生活自立支援事業の利用促進	・個々の相談に応じながら、日常生活自立支援事業を適切に運用するとともに、広報活動も含め、制度や事業について広く周知するよう努めます。 ・対象者の成年後見制度のスムーズな移行等、適切に制度・サービスが運用できるよう、各窓口の連携強化を図ります。 ・社会福祉協議会は、事業を通じて、生活困窮、社会的孤立を防ぐとともに、必要に応じて成年後見制度への移行、併用による支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
消費者被害の予防体制	・消費者被害の予防や周知・個々の相談に応じながら、日常生活自立支援事業を適切に運用するとともに、消費者被害を予防するための広報活動も含め、制度や事業について広く周知するよう努めます。 ・町民課の消費生活相談窓口と連携を図りながら、消費者被害の未然防止やトラブルに巻き込まれた際の相談に対応します。	福祉課 町民課 社会福祉協議会
制度に係る専門職や関係機関とのネットワーク体制の構築	・日常生活自立支援事業を担う社会福祉協議会、悪徳商法の被害相談等に対応する消費者相談窓口などとの連携強化に努め、弁護士や社会福祉士など権利擁護の専門職とのネットワークの構築に努めます。 ・地域の支援者のネットワークに権利擁護の専門職（弁護士、司法書士、医者、町、社会福祉協議会、ケアマネジャー、民生委員・児童委員等）が参加することで、権利擁護の連携・協力・情報交換の場を設けて、町全体の権利擁護体制を協議していくことで、地域連携ネットワークを構築します。 ・社会福祉協議会は、町と一体となって「関係機関連携の場」を設けることにより、多様な主体の参画・活躍を得て、機能強化、仕組みづくりを進めます。	福祉課 社会福祉協議会

(5) 支援を必要とする人を支える体制づくり（再犯防止推進計画を含む）

【現状と課題】

- 生活困窮者の支援や子どもの貧困対策、犯罪をした人の再犯防止の取組等、社会的な課題としてこれまで十分認識されてこなかった問題について、既存の福祉行政の枠組みにとどまらない、分野横断的な対応と支援が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う就労環境の変化等を背景として、生活困窮に関する相談件数が増加しており、関係機関と連携しながら適切に対応していくことが求められています。
- 平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」の策定が努力義務とされるとともに、地域福祉との一体的な展開が求められています。

【今後の方向性】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

生活のみならず、住宅、教育、学習支援、医療、介護等の支援を必要とする高齢者、障害者、子育て家庭等について、関係機関と連携して包括的な支援に努めます。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
生活困窮者自立支援法に基づく困窮者自立支援制度の推進	・新型コロナウイルス感染症拡大を背景として相談件数が増加しており、生活保護の前段階の第2のセーフティーネットとして、本人の状況や意思を確認しながら、早い時期から関係機関と連携した包括的な支援を実施します。	福祉課
子どもの貧困対策	・経済的理由により就学困難な児童等の保護者に対する経済的支援を実施します。 ・家庭での養育が十分でない要支援児童を対象として生活力向上の支援や生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援等、子どもを対象とした支援の充実を図ります。	こども教育課 福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	・地域住民やボランティアが中心となって実施する子ども食堂（地域食堂）の取組を支援します。	
制度のはざまにいる人への支援	・支援が必要な人や制度のはざまにある人を早期に発見して、適切に支援するとともに、地域全体で共に支えあい、助け合う仕組みづくりを推進します。 ・要援護世帯に対しては、自立に向けた支援や訪問活動、相談支援等の適切な支援を行います。 ・児童については、子ども家庭総合支援拠点により、健康課、教育委員会と連携して、要保護児童の家庭や児童の対応や相談支援を行います。	福祉課 健康課 こども教育課
高齢者、障害者等に配慮した情報提供の推進	・高齢者や障害者など情報入手手段や機会を得にくい人々に対しては、ボランティア関連情報や福祉施策情報等が十分に提供されるよう、点字、音声、手話等を活用します。	福祉課
要配慮者の暮らしや安心安全を支援する体制の整備	・民生委員・児童委員、民生児童協力委員、福祉委員や老人クラブなど地域の組織、地域包括支援センターをはじめとする専門職など、様々な立場の人による見守り活動を継続するとともに、何らかの支援を必要とする人を見逃さぬように地域、行政と関係機関などとの連携を強化し、要配慮者を支援する体制の充実に努めます。 ・老人クラブ等、身近で参加しやすい組織団体を維持するため、継続して小規模クラブに対しても活動強化促進事業を継続します。	福祉課 社会福祉協議会
再犯防止の取組の推進	・関係機関と連携・協力しながら犯罪をした人等の立ち直りと自立の支援に向けて、保健医療・福祉関係機関及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携を強化します。 ・保護司会等の更生保護ボランティアの活動について周知し、住民の理解の促進に努めます。また、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」等を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。	福祉課 生涯学習課
就労の支援	・生活困窮者に対する就労支援について、ハローワーク等の関係機関と連携した取組を推進します。 ・障害者の就労等について、基幹相談支援センターが窓口として相談を受け入れ、関係機関との調	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	整を行います。	
ひきこもり者等の支援及び理解促進	・町が委託している「香美町ひきこもり支援センター」でひきこもりの相談の受入や居場所づくりの場を提供しています。また、家庭訪問による支援や自立に向けた就労、進学などの支援を行い、ひきこもりの支援を推進します。 ・香美町福祉職業紹介所「アクティブステーションかみ」を通じて、ひきこもり者に対する就労や就労体験などの支援、ひきこもり者等を就労等で受け入れた事業者に対して助成を行うことにより、ひきこもり者等の理解を促進します。	健康課 福祉課
認知症の人の見守り	・行方不明者が発生した時に、認知症高齢者等の見守りＳＯＳネットワークにより情報を共有して、早期発見・保護につなげます。また、住民主体により地域の中の見守りや支えあいの体制づくりを推進します。	福祉課

(6) 誰もが暮らしやすい地域生活環境の整備

【現状と課題】

- 総合計画のアンケートでは、香美町に「住み続けたい」と回答した人は半数以上を占めています。一方、香美町の住みごちについて「住みやすい」と回答した人は低く、また、町外へ移りたいと回答された人の理由として「交通や買い物などの生活が不便だから」が半数以上を占めています。
- 生活基盤として欠かせないのは、身近な場所にある商店、医療機関、金融機関や公共機関等への移動手段の確保です。きめ細かで利便性の高い移動手段を確保することが日常生活を支える生活支援ともなり、生きがいを持って暮らすための社会参加の拡大にもつながります。
- 誰もが暮らしやすいと感じられる生活環境の充実に向けて、高齢者や障害者の移動手段や買い物支援対策に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、引き続き車いすや寝たきりの人が医療機関などへ移動できる介護タクシーや外出支援サービスを推進し、あわせてバリアフリー化の促進を図ります。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
人にやさしいまちづくりの推進	・特定施設建築等届を「兵庫県福祉のまちづくり条例」により審査をして、指導助言をします。	福祉課
移動・交通対策の推進	・コミュニティバスを運行することで、地域住民の交通手段の確保及び公共交通の活性化を図り、誰もが暮らしやすい地域づくりを支援します。	企画課
高齢者等介護タクシー利用給付等の推進	・高齢や障害などにより日常的に車いすやストレッチャーを使用している方で医療機関への通院等の外出をする際の支援として、介護タクシー利用給付事業や外出支援サービス事業を推進し移動手段を確保します。	福祉課
生活基盤の維持・充実	・虚弱な人の移動手段の確保とともに移動自体が困難な人もあることから、移動販売や宅配、民間配食サービス等について、関係機関と情報交換しながら、多様なニーズに対応できるよう協議を進め	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
	ます。	
外出しやすい環境づくり	・誰もが安心して外出できるユニバーサルな環境づくりとして公共施設、公共機関をはじめ、民間事業者施設、店舗などにおいても、スロープやエレベーター、多目的トイレの設置などを推進します。 ・ユニバーサル社会づくりについて香住区駅前地区が住民誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けたモデル的な事業に取り組みました。ユニバーサルな環境づくりを広報やホームページで啓発して、町全域でバリアフリー化の促進を図ります。	福祉課
住み続けられる住環境づくり	・住みなれた自宅で、できるだけ生活を継続するための高齢者等住宅改造助成事業や介護保険給付及び地域生活支援事業による住宅改修を推進します。 ・より良い環境づくりのため、専門職による点検実施を検討します。	福祉課
福祉機器の利用の促進	・福祉機器を利用して自立促進が図れるよう、福祉用具の貸与等を行います。	福祉課

■基本目標 3 誰一人取り残さない支援体制づくり

(1) 地域社会のネットワークづくりの推進

【現状と課題】

- 高齢化社会を背景として支援を必要とする人が増加する中、多様化・複雑化する福祉課題に対応するためには、行政だけの取組では限界があることが指摘されています。
- 行政、関係団体・関係機関、専門家、地域団体、住民の自主的な活動等が幅広く連携し、ネットワークを構築していくことで、多様な課題に対応し、必要な人に必要な支援が届く体制づくりを進めていくことが求められています。

【今後の方向性】

地域における福祉課題を地域で解決していくために、各分野の既存のネットワーク等を活用して、地域や関係機関などをネットワークでつなぎ、その活動等を支援していきます。また、関係機関と連携した課題解決の仕組みづくりを推進し、効果的な対応・支援へとつなげることができるよう取り組みます。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
地域福祉ネットワークづくりの推進	・ケアマネジャー及び相談支援専門員の連絡会を行い、課題や情報の共有と連携の強化を図ります。 ・民生委員・児童委員の定例会を各区で行い、地域内の要配慮者の把握と情報の共有を図ります。 ・医療・介護をはじめとして地域で支えあう仕組みづくりについて、地域の生活支援体制整備や社会福祉協議会等の関係機関とも連携しながら、協働のネットワークの構築を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	・事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域のニーズの把握を通して必要なサービスの開発や研究、見直しを行っています。 - また、保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。 ・未だ整備ができていない訪問介護事業所、特別養護老人ホームや老人保健施設等との連携会議の開催を検討します。	福祉課

施策	内容	関係課・関係機関
高齢者等見守りネットワーク「にこにこ香美ネット」の更なる拡充	・孤独死を未然に防ぎ、認知症の方などを早期発見して早期に対応するためには、地域住民や事業所など大勢の見守り支援者が必要です。見守り支援事業者などを拡大するとともに、支援者へつなぐこと等についても理解や協力を求めます。 ・一人暮らし高齢者など「見守られる側」が、見守り支援者との連携を図るよう意識啓発に努めます。 ・毎年度1回行っている協定事業所向け研修会を行い、地域住民や協定事業所に見守りや支援協力を求める働きかけを行い、見守り支援者・事業所の拡大に努めます。	福祉課
要保護児童に対する権利擁護の連携強化	・香美町要保護児童対策協議会を開催し、関係機関と連携を密にし、情報の共有を図りながら虐待ケースの予防と迅速な初期対応に努めます。	福祉課 健康課 こども教育課

(2) 包括的・重層的な支援体制の整備

【現状と課題】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、既存の分野別の支援体制では十分な対応が困難になっている状況を受け、国においては社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設され、分野横断的な取組による包括的な相談支援や社会参加の支援、地域づくりに向けた支援等を推進していくことが求められています。
- また、高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で支援を受けながら暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の体制整備についても、従前から取組が進められており、本町においても生活支援コーディネーターを配置しています。
- こうした政策動向も踏まえながら、身近な地域で支援や課題解決に取り組める体制づくりから、関係機関のネットワークによる支援、専門性の高い支援等、包括的で重層的な支援体制を整備構築していくことが、これからの地域福祉の体制づくりに求められています。

【今後の方向性】

本町がこれまで進めてきた分野別の取組の専門性を活かしつつ、包括的・重層的な支援体制の整備構築に向けた取組を推進するため、相談支援窓口の連携強化や地域住民主体の地域における体制づくり、多様な支援や施策の相互連携等に取り組めます。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
包括的な相談支援に向けた取組の推進	・専門分野に整備が進んできた福祉関係の相談窓口の相互連携を強化し、複合的・分野横断的な問題に対しても、適切に対応できるよう取り組みます。 ・相談者を必要な支援につなげることを原則として、必要に応じて複数分野の担当者が連携した相談対応やケース会議を行い、相談支援の充実を図ります。 ・地域からの相談に応じて、複数の関係部局の担当者による訪問を行うなど支援を必要とする人をとりこぼさない相談支援に努めます。 ・子ども家庭総合支援拠点を設置して、健康課、	福祉課 こども教育課 社会福祉協議会

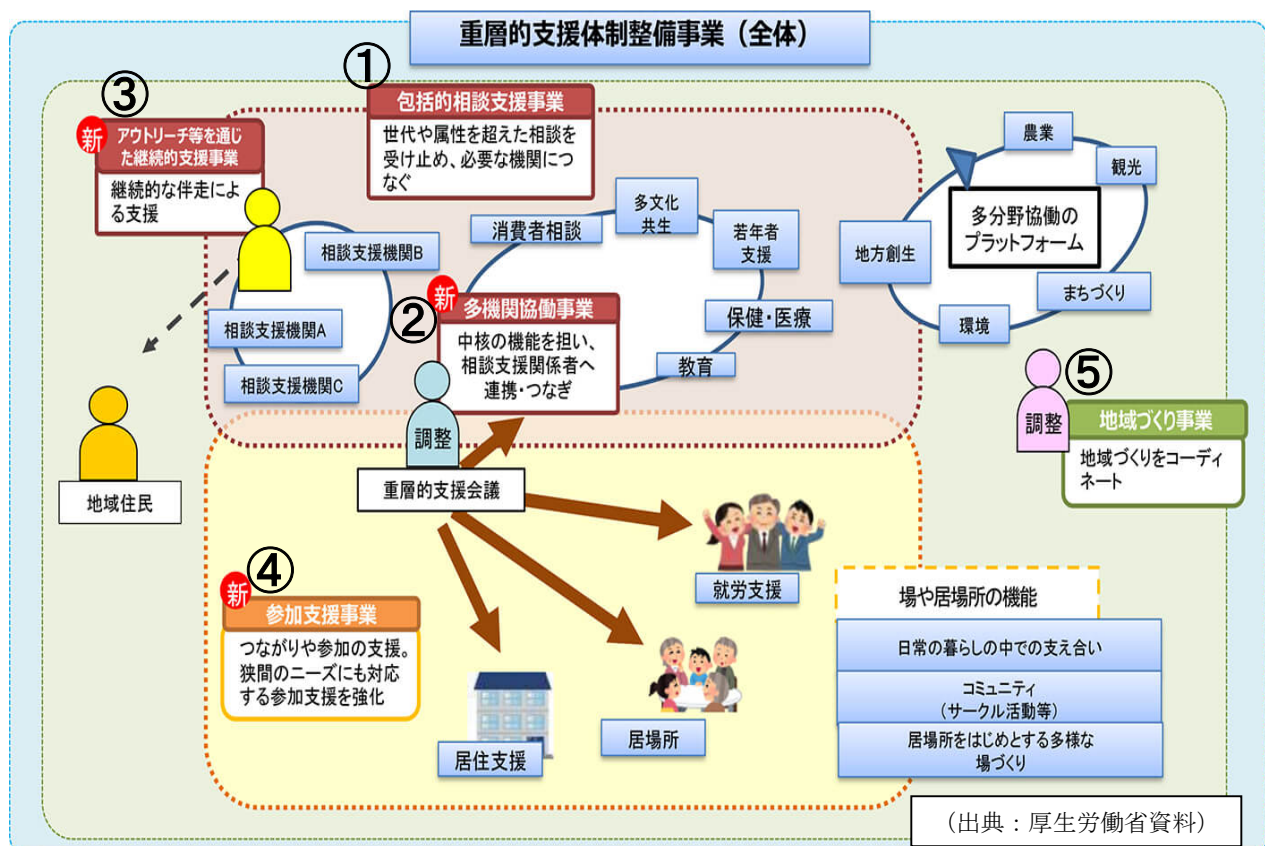
施策	内容	関係課・関係機関
	教育委員会と連携しながら、要保護児童の家庭や児童の対応、相談・支援を行います。	
重層的な支援体制の整備に向けた連携・協働の推進	・地域住民主体の課題解決の取組や事業者・専門家による支援、公的な制度やサービス等が相互に連携し、福祉課題の解決のために適切に活用することができる重層的な支援体制の整備に向けて、関係団体・関係機関の相互連携・協働を推進します。 ・公的な支援と地域の支えあい活動や生活支援の取組との適切な連携に向けて、相談支援窓口と地域団体、民間事業者との連携のあり方について検討します。	福祉課 社会福祉協議会
生活支援体制整備事業の推進	・生活支援コーディネーターを配置し、地域住民や関係者が地域課題に取り組み、支援することで、地域住民が主体となって地域で支えあう体制づくりを推進します。	福祉課 社会福祉協議会
総合的な地域づくり施策の展開	・地域づくりや生活支援体制整備事業等に係る複数の事業の一体的な実施等、国の補助等を活用しながら、総合的で効果的・効率的な地域づくり施策の展開を図ります。 ・地域における生活に課題を抱える人や制度のはざまにある人を包括的に支援していくために、福祉、保健、医療を含め庁内の関係課の横断的な連携体制の整備を推進します。	福祉課 健康課 社会福祉協議会

重層的支援体制整備事業とは

改正社会福祉法（２０２１年４月）に基づき新たな事業として、**重層的支援体制整備事業が創設**されました。事業が創設された背景には、地域住民が抱える課題が複合化・複雑化しているものの、子ども・障害・高齢・生活困窮などの分野別の支援体制では、複雑で複合的な課題やさまざまなニーズへの対応が困難になっている現状があります。本事業では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**(1)相談支援、(2)参加支援、(3)地域づくりに向けた支援**を実施することとなっています。

重層的支援体制整備事業では、相談支援・地域づくり事業の一体的実施が特徴であり、各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能としています。これまで高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野で相談・地域づくりが行われてきましたが、各制度の関連事業について一体的に実施することで、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制（重層的支援体制）があげられています。

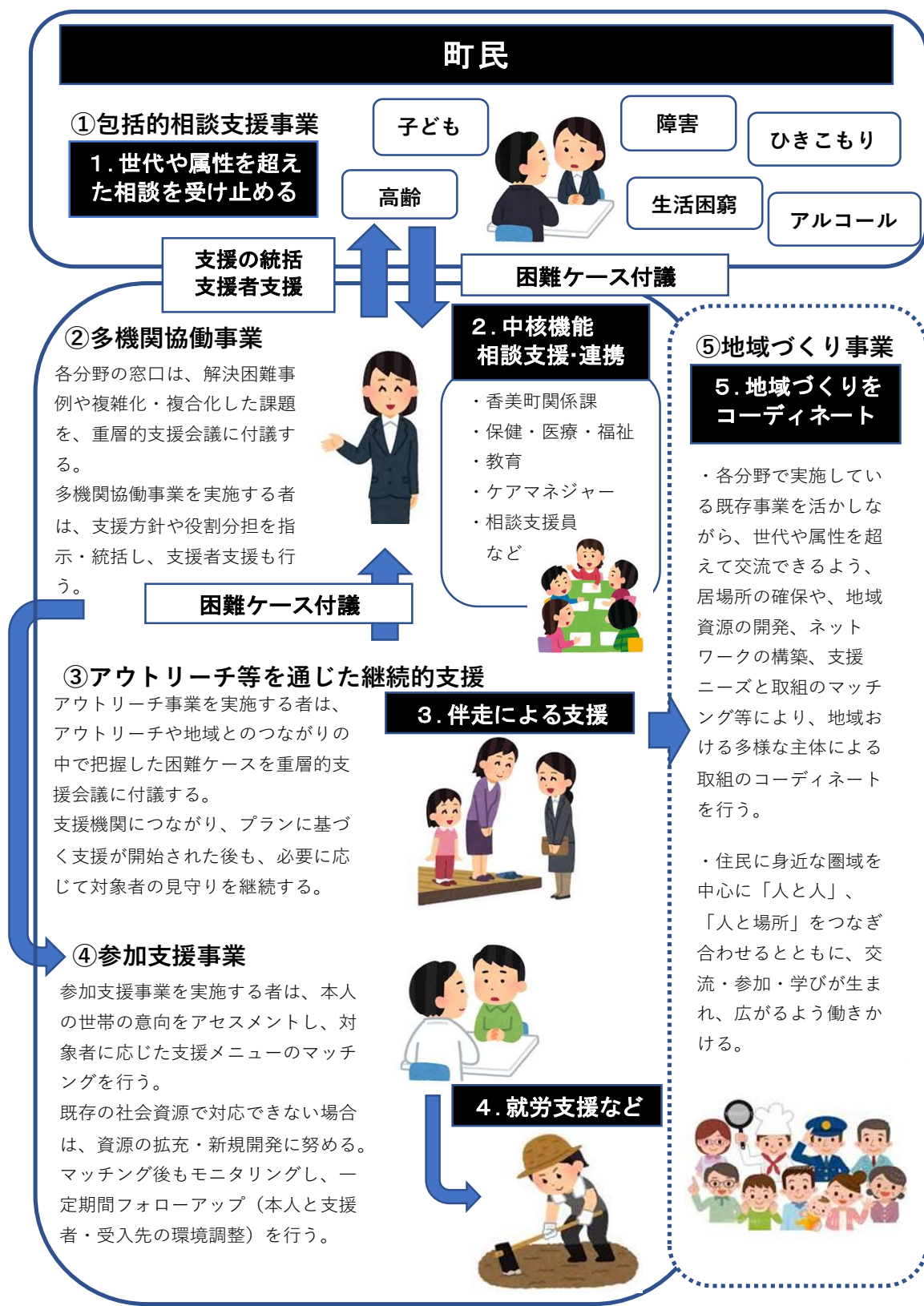
そのため、従来の、分野（子育て、障害、介護、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」として交付されます。



重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**①包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複合化・複雑化した事例については**②多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。重層的支援会議には、複数の相談支援機関が参加し、ケースごとに支援プランの協議などを行う。
- 長期に渡りひりこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合は、**③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**④参加支援事業**を利用し、本人とのニーズと地域資源の間を調整する。
- ⑤地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指す。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

重層的支援体制整備事業相談・支援体制（イメージ）



(3) 多様な主体による福祉活動の活性化

【現状と課題】

○総合計画のアンケートでは、まちづくりや地域づくり活動への参加について「参加しようと思わない」が 20.1%と最も多く、次いで「各区（香住区、村岡区、小代区）を対象とするような取組に参加したい」が 17.6%でした。

○地域福祉活動において、少しでも多くの人に参加して地域づくりの一員を増やす取組が必要です。

【今後の方向性】

ボランティア・NPO等へ参加を促進するため、その必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供の充実に努めます。また、住民活動・ボランティア活動の育成と支援に取り組みます。

今後も引き続き、香美町社会福祉協議会へ補助金を交付し支援します。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
ボランティア活動事業の支援	・ボランティアの推進を目的に、基幹事業として実施している社会福祉協議会へ人件費等の活動費を引き続き支援します。	福祉課
ボランティアセンターの機能強化	・社会福祉協議会は、ボランティアセンターの機能強化を図るため次の項目について支援します。 ・広報、ホームページを通じてボランティア活動を啓発し、特にシニアボランティアの啓発に重点を置きつつ、ボランティア講座を開催するなど新規ボランティアの発掘に取り組みます。 ・まちづくり活動者とのつながりづくりを進め多種多様な幅広い分野でつながり、地域福祉活動に展開します。 ・ボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターが連携しながら、地域づくりの視点を取り入れるとともに、外部研修会参加と情報収集を行いボランティアコーディネーターの幅広い視点と学習機会を設けます。	社会福祉協議会

施策	内容	関係課・関係機関
	・ボランティアグループ、民生委員・児童委員協議会等と関係機関との連携に努めます。 ・地域課題や当事者支援に目を向けた事業展開を図るために、有償スタッフの検討を行います。	
ボランティアの意識啓発と情報提供	・ボランティア活動は、できる範囲で気軽に行う活動です。また、ボランティアが社会を良くし、町づくりにつながる自発的な行動です。ボランティアに係る様々な取組や課題を集約、情報提供をしていくことで、参加を促し、ボランティア気運を高めます。 ・若い世代への情報発信やボランティアに関する会合などでの情報発信が必要です。ホームページ、SNSを活用した情報発信、啓発パンフレットの作成、配布を行います。	社会福祉協議会
ボランティア団体のNPO法人としての発展支援	・公的な福祉サービスでは対応困難な事例に対して、NPO法人が担う役割についての住民の理解を促すとともに、NPO法人設立支援のための情報提供を行います。本町におけるNPO法人関係機関のネットワーク化及び中間支援機能を高めていきます。	社会福祉協議会
福祉意識の高揚	・地域での住民の福祉活動やボランティア活動など、住民主体の福祉を高めていくことが求められることから、広報紙やイベント、ホームページ、若者向けのSNSを活用した情報の提供を強化します。	社会福祉協議会
ボランティア参加機会の提供	・香美町福祉職業紹介所「アクティブステーションかみ」を通じてボランティア参加機会の提供に努めます。	福祉課

（４） 参加と協働による地域福祉活動の充実

【現状と課題】

- 国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながる地域共生社会の実現が目指されています。
- ある分野では支援の受け手となる人であっても、主体的に地域活動に参加し、課題の解決に取り組んでいけるような地域づくりが求められており、誰もが地域福祉活動に参加し協働できるための環境整備を進めていくことが求められています。

【今後の方向性】

様々なかたちで地域福祉活動への住民の参画を促し、活動の活性化と充実を図ります。誰もが地域活動に参加できる環境づくりに向けて、地域課題の共有や学習の場づくり、情報発信、高齢者や障害者の参加の拡大等の取組を推進します。

【主な取組施策】

施策	内容	関係課・関係機関
地域福祉活動につながる住民の参画と協働によるまちづくりの推進	・価値観やライフスタイルの多様化、人口減少や少子高齢化等、社会情勢の急激な変化に対応するため、町内全域で新しい地域コミュニティの設立をめざし、新しい地域コミュニティの活動を通じた地域のつながりを強化・推進します。 ・住民一人ひとりが主役であるという考え方をまちづくりにつなげていくために、住民の行動を支援促進する環境づくりや、行政への参画に取り組む人同士のつながりを地域のなかにつくり、定着させていく施策を推進します。 ・男女ともに互いの人権を尊重し、生涯にわたる男女共同参画の学習機会の充実や、関係機関との連携による男女共同参画に関する相談体制の整備・充実を図ります。 ・人権意識や人権感覚の醸成を図るため、あらゆる場や機会を通じて住民が参加できる講演会や学習会、研修会等を実施し、学習機会の充実を図ります。	企画課 町民課

施策	内容	関係課・関係機関
ふるさと教育による参加の推進	・高齢者を中心に地域で取り組まれている伝統行事や様々な体験活動等を子どもたちに伝え、参加することで世代間交流が活発になるよう支援します。	生涯学習課
高齢者、障害者などの参加機会の拡大	・老人クラブや身体障害者団体、手をつなぐ育成会等の団体が外出や余暇活動などを通じて社会参加の促進が図れるよう支援します。	福祉課
当事者参加の推進	・福祉分野の計画等の政策決定にかかわる委員会等に高齢者や障害者等の当事者の参加を促進します。	福祉課
社会福祉協議会との連携・協働	・地域福祉活動の推進に取り組んでいる社会福祉協議会と今後一層の連携・協働を図ります。 ・社会福祉協議会の経営計画に基づいて、健全経営へ向けて内部で行われている組織体制や財政面についての強化への取組や香美町地域福祉推進計画に定める社会福祉協議会の役割が充分発揮できるよう活動を支援します。	福祉課

第5章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画を推進するには、行政、地域住民、地域団体、関係団体・関係機関等の多様な主体がその役割を担っていくことが重要です。本計画の基本的な考え方や取組の方針を幅広く周知していく必要があります。一人でも多くの町民に、本計画の理念・基本方針や施策内容などを知らせるとともに、地域における主体的な活動が喚起されるよう、町の広報紙やホームページなどを活用して広報を行います。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制のさらなる強化が求められます。また、地域福祉の推進には、町民、地域団体、福祉関係の専門機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組む必要があります。協働による事業の実施や情報の共有等、地域福祉の推進に関する相互連携のさらなる充実を図り、本計画の一体的な推進を図ります。

3 社会福祉協議会（地域福祉推進計画）との連携

本計画は、香美町社会福祉協議会が策定した地域住民の参加と活動を中心とした地域福祉推進計画と基本理念・基本方針を共有し、相互に連携・協働しながら推進すべきものであることから、それぞれの計画の進捗状況や推進における課題等について共有を図りつつ、取組の改善や見直しについても連携して行うものとします。また、地域住民主体の活動の活性化に向け、香美町社会福祉協議会の活動基盤が充実強化され、その役割を十分に発揮できるよう連携・協働して取り組みます。

資 料 編

- 1 用語集
- 2 香美町地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 3 香美町地域福祉計画策定委員名簿
- 4 計画の策定経過

1 用語集

【あ行】

◆アウトリーチ

福祉課題があるにも関わらずその課題を認識していなかったり、相談に行くことをためらったりなど、接触が困難な人に対して、援助者が積極的に出向いて生活課題の解決に向けて援助する方法のこと。

◆新しいコミュニティ

一般的には「地域運営組織」と言われている組織で、「地域まちづくり協議会」や「地域自治協議会」などと呼ばれており、住民の皆さんがお住いの地域での暮らしを守るために、地域で暮らす人や自治会、各種団体等が協力、連携し、地域のことを主体的に決定しながら、より住みやすい地域を自分たちの手で作り上げていく組織のこと。従来からの住民の繋がりが強い地区公民館の活動範囲や小学校区を活動エリアとしている。

◆NPO

ノン・プロフィット・オーガニゼーション（non profit organization）の略。民間非営利団体。利益を目的とせず、社会的な活動を行う民間団体。特定非営利活動促進法に基づく認証を受けるNPO法人と任意団体として活動する組織がある。

【か行】

◆介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護が必要な人の複数のニーズを満足させるために、適切な社会資源と結び付ける手続きを実施する者。アセスメント、ケア計画作成、ケア計画実施での諸能力が必要とされる。

◆共生型サービス

平成30年度から新設された、高齢者と障害者・児の生活の支援をひとつの拠点で行う新たなサービス形態のこと。

◆ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者が、そのニーズを満たすケアサービスなどを総合的に利用できるよう調整すること。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

◆権利擁護

寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者など、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を守ること。

◆合計特殊出生率

一人の女子が一生の間に産む平均こども数。15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、この数値が2.1を下回ると将来人口が減少していくと考えられている。

◆合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のこと。

◆高齢化率

全人口に占める65歳以上人口の占める割合。高齢化率7.0%以上で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」と言われる。

◆コミュニティ

地域の様々な課題に対して共通の認識を持って、助け合いながらよりよい生活環境を目指して活動する地域で生活する人々の集まり。

【さ行】

◆災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受入・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

◆再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、市町村において地域福祉との一体的な展開が求められている計画。

◆サロン

社交的な集まりの場。地域で団らんや娯楽などで気軽に集える場所。本町では、香美町社会福祉協議会が取り組み、福祉委員会を窓口に住民主体の「いきいきサロン」を開設し、高齢者等の閉じこもり予防、介護予防の推進を図っている。

◆市民後見人

親族以外の一般市民による成年後見人を指す。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から後見人として選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う制度。

◆社会資源（地域資源）

生活上のニーズを充足する様々な物資や人材、制度、技能の総称。行政などから提供される制度サービスなどのフォーマルサービスと、近隣の人々や友人などのインフォーマルサービスに分類される。

◆社会福祉協議会（社協）

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法109条に位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行うこととされている。

◆社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

◆重層的支援体制整備事業

地域住民が抱える課題や複雑化・複合化しており、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題やはざまのニーズの対応が困難にな

っている現状を踏まえ、相談や困りごとを市町村の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的として、令和3年度に開始された事業。多機関の連携による属性や世代を問わない包括的な相談支援体制づくり、支援を必要とする人のニーズに対応した支援の体制づくりを通じた参加の支援、住民同士の顔の見える関係の育成や地域課題への取組を推進する地域づくりの3つの支援を一体的に実施する事業。

◆身体障害者手帳

身体に障害のある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。

◆生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないが、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めている。

◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者等の生活支援及び介護予防支援サービス等を地域で提供する体制の整備を推進するために地域ごとに配置され、地域課題に取り組む協議体の設置をはじめとする住民主体の活動づくりをサポートする人。

◆生活支援体制整備事業

住み慣れた地域で、いつまでも安心して生き生きとした暮らしを続けていくためには介護保険の専門的なサービスだけでなく、地域で助け合い、支え合う仕組づくりが必要である。生活支援体制整備事業は、誰もが住み慣れた地域でこれからも安心して暮らし続けられるように地域の支え合いの仕組づくりを進める事業。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障害者のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人が各種の支援を受けるために必要な手帳。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であり、悪徳商法などの被害にあるおそれがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、判断能力の不十分な人を保護し支援する制度。

◆成年後見制度利用促進法

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めた計画。

◆成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」に基づき、個人としての尊厳と自己決定権の尊重を基本原則とし成年後見制度の利用促進を図るための計画。

◆セカンドキャリア

将来的な自分のキャリアを考えて新たな職業・仕事・働き方を選択したり、キャリアアップしたりすること。

◆セーフティーネット

困難な状況に陥った場合の援助や、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味する。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備とそれらの連携システムのこと。

◆相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う専門職。

【た行】

◆第三者評価事業

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業のこと。個々の事業者が、事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としている。

◆地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

◆地域ケア会議

地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関・団体が集まり、支援の課題や利用できる社会資源等及び個別の課題について支援の方策について検討する会議のこと。

◆地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭などに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

◆地域包括ケアシステム

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

◆地域包括支援センター

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・医療の向上、財産管理、虐待防止等様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していく機関。

【な行】

◆ニーズ

必要、要求、需要。地域福祉では、何らかの支援を必要とする状況があることをいう。

◆日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人などを対象に、その権利を援護する事業。成年後見制度を補完するもので、社会福祉協議会が本人、または、代理人と契約を締結し、運営審査会の監督のもと、生活支援員が福祉サービスの利用・援助やそれに付随した金銭管理などを行う事業。

◆認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者。

◆ネットワーク

保健・福祉・医療に関わる人的資源や社会資源が相互に連携して支援の質を高めることや、それらと地域が有する人的資源や社会資源が結び付いた、課題解決のための幅広いつながりのこと。

◆ノーマライゼーション

障害の有無や年齢、社会的マイノリティなどに関係なく生活や権利が保障された環境を作っていくという考え方を示す言葉。障害者や高齢者などの社会的弱者に対して特別視をせずに、みんなが同じように生活できる社会を目指していくという発想。

【は行】

◆ハイリスクアプローチ

ハイリスクの人を対象に行動変容を促すよう指導する活動や基礎疾患の多い人を対象に行動変容を促すよう指導する活動のこと。

◆8050 問題

中高年のひきこもり状態にある子どもが高齢者の保護者に経済面や生活面で依存する状態に陥ることを社会的な問題として取り上げる言葉。

◆ひきこもり

特定の病気や障害ではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義等によると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係はない状態が6か月以上続いている状態を指す。程度は人によって異なり、まったく自宅や自室から出られない人だけでなく、買い物のために外出することはできる人もいる。

◆避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿。

◆法人後見

NPO や社会福祉法人等の法人が成年後見人になること。

【ま行】

◆まちづくり協議会

地域の活性化、地域課題解決のための各地域の各種団体やボランティアなどによって組織され、住民が主体的に活動する組織。

◆見守り SOS ネットワーク

認知症高齢者が行方不明になった時に対応するため、警察や関係機関を含め、町民が幅広く行方不明高齢者等の搜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク。

◆民生委員・児童委員

民生委員とは、厚生労働大臣の委嘱を受け、住民の要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等の訪問や相談などの支援を行う民間の奉仕者。児童委員は、児童問題に関わる行政機関や児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや各種相談・援助を行う民間の奉仕者であり、児童福祉法において民生委員が兼ねることとされている。

◆民生・児童協力委員

地域ごとに委嘱され、民生委員・児童委員に協力して、地域で福祉活動を行うボランティア。

【や行】

◆ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

◆ユニバーサル社会

障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

◆要配慮者

高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報を把握したり一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のこと。

【ら行】

◆療育手帳

知的障害のある人が各種の支援を受けるために必要な手帳。知的検査や社会性、生活能力などを勘案して知的障害と判定された人に交付される。

2 香美町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく香美町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、香美町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 香美町民生委員児童委員協議会の代表
- (2) 香美町社会福祉協議会の代表
- (3) 町内各種団体の代表
- (4) 地域福祉に識見を有する者
- (5) 公募に応じた町民
- (6) 町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了した日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

- 4 委員長は、第3条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、関係機関の職員及び委員長が必要と認める者で組織する。

- 3 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成24年3月13日告示第85号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月18日告示第137号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 香美町地域福祉計画策定委員名簿

(順不同・敬称略)

【任期：令和4年7月27日～令和5年3月31日】

No.	氏 名	所属団体等	委員区分 (要綱第3条2項)	委員長等
1	奥 林 正 三	香美町民生委員児童委員協議会	第1号委員	
2	太 田 培 男	香美町社会福祉協議会	第2号委員	
3	田 村 正 明	香美町連合自治会	第3号委員	委 員 長
4	三 輪 一 三	香美町老人クラブ連合会	第3号委員	
5	三 浦 寛 司	香美町身体障害者福祉協会	第3号委員	
6	日 向 智 子	香美町手をつなぐ育成会	第3号委員	
7	田 中 京 子	N P O 法人サポートのぎく	第3号委員	
8	南 垣 久 美 子	村岡ふれあい給食調理ボランティア	第3号委員	
9	田 中 壽 賀 子	香美町愛育会	第3号委員	
10	山 崎 つ る み	地域子育てグループ ぽっぽクラブ	第3号委員	副委員長
11	山 根 直 美	特別養護老人ホームむらおかこぶし園	第4号委員	
12	山 科 智 恵 美	多機能型事業所 ひまわりの森	第4号委員	
13	徳 田 喜 義	公募	第5号委員	
14	柳 尚 夫	但馬県民局 豊岡健康福祉事務所	第6号委員	
15	長 田 創 平	香美町地域包括支援センター	第6号委員	

4 計画の策定経過

時 期	内 容 等
令和4年7月27日	◎第1回策定委員会 委嘱状交付 委員長、副委員長の選出 地域福祉計画策定の背景と目的等の説明 計画のスケジュールについて
令和4年9月28日	◎第2回策定委員会 第4期香美町地域福祉計画（素案）の検討 ・香美町の現状について ・地域福祉のニーズについて ・第3期計画の検証と第4期計画に向けての課題 ・第4期計画の基本目標と施策の方向
令和4年12月13日	◎第3回策定委員会 第4期香美町地域福祉計画（素案）の検討
令和4年12月下旬～ 令和5年1月下旬	■パブリックコメントの実施 ・町ホームページ等で意見を公募
令和5年1月下旬	■計画を香美町議会に報告
令和5年2月●●日	◎第4回策定委員会 ・パブリックコメント結果報告と計画案の最終確認
平成5年3月	■計画原案の確定 ■ホームページによる公表

第4期香美町地域福祉計画

編 集 : 香美町地域福祉計画策定委員会(事務局 香美町福祉課)

発 行 : 香美町

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1

TEL : 0796-36-1111 (代)
